滿洲の苦力

南滿洲鐵道株式會社
經濟調查會

凡例

一、この書は滿洲に於ける苦力の一般事情を叙述したもので曩に總務部人事課に於て刊行せる「滿洲華工事情」に增補改訂を加へたるものである。

一、執筆者　當部員　武居卿一

昭和八年七月

南滿洲鐵道株式會社
經濟調査會第一部

目次

第六章 賃銀



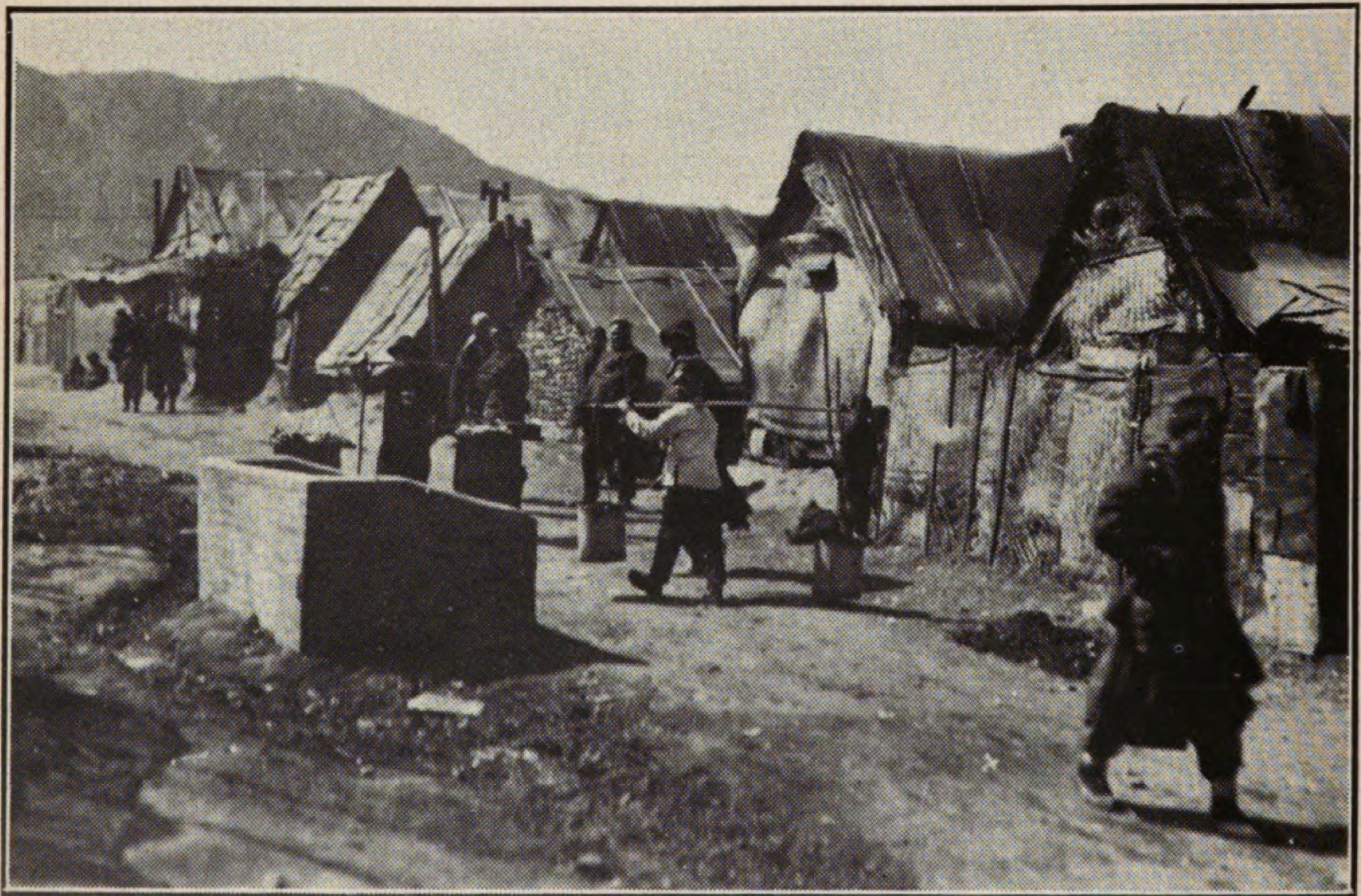
船中の出稼移民



大連に上陸せる出稼移民の群



徒歩奥地に進む出稼移民



大連附近苦力の住居

滿洲の苦力

第一章　漢人勞働者の入滿及離滿の情勢

第一節　滿洲進出の原因

滿洲の經濟的發展過程を靜かに考察するに、三つの段階を踏んで今日に至つて居る。卽ち

第一期　滿人の狩獵時代

第二期　漢人の農耕時代

第三期　邦人の手に成る商工業時代

そしてこれが經過的な記述は滿洲近代史に屬することであつて、詳細を識るためには其途の文献に俟たなければならないが、順序として滿洲人と漢人との關係を極めて簡單ながら頭に入れておくことが必要である。

滿洲に漢人の農耕時代が出現するに至つたのは、武力に於て優れた滿洲人が支那に侵入し、續いて淸帝の北京遷都となり不毛の地を開拓する意味に於て、漢人の遼河流域に移住を奬勵した當時に始つたものであると云はれ、其後例の封禁の制を設け、漢人の入滿を阻止せんとしたものゝ、漢人の入滿は年々增加こそすれ決して減少しなかつた。

しかし武力に於ては劣れるも、自然界を利用する途につけては遙かに滿洲人よりも優れて居た漢人は、ひそかに封

禁の制を破つて入滿して以來遼河の流れに沿ふて、農耕地を開拓するの勞を吝まなかつた。この勢は年と共に漸次範圍を擴張し、滿洲の外域より東三省の中心へ中心へと及んで行き玆に事實上第二期に這入るに至つたもので、悠久なる滿洲の歷史から見れば漢民族が大量的に滿洲へ進出したのは極めて近時の現象に屬して居る。

其後漢人の滿洲移民が大規模に行はれ吉黑兩省の人口が增大したのは、ロシヤの東漸と、これに次いで行はれたシベリア鐵道敷設に對する限りなき勞力の需要に應ずるためになされたのであつた。この點につきハルビン事務所の調査せる所に依れば、「一八八七年乃至一八九一年卽ち東支鐵道敷設前にありては百五十萬を算したものが、一九〇八年には五百七十萬、一九一四年には八百萬、一九一九年には九百萬、一九二五年には一千三十萬と云ふ數字を示して居るといふ。」（註一）

更に日露大戰の後邦人の手に依つて、企圖せられた大小幾多の工業が設立さるゝに及んで、玆に第三期の時代が展開されて來た。そして工場に、礦山に、工事に、其他幾多の企業方面より勞働者の需要が頓に增加し、逐年其範圍が擴大化されると共に、勞働者不足の聲が時を同じうして各地に起つて來た。

滿洲に於ける勞働者の出身地の大部分は山東及直隸省方面であつて、滿洲土着人の割合は極めて尠ない、この點については第二章第七節に詳述する所あるも、一例を示せば、最近に於ける大連福昌華工株式會社の港灣荷役苦力は一萬三千人であるが、この中九十九%の絕對多數が出稼苦力の占むる所となつて居る。

支那人の入滿、離滿に關する統計は後に記す所あるも、入滿者中の出身地を見るに山東省或は江蘇省方面の者が特に多いのは、同方面の人口が極めて密であることゝ、天災、兵禍等のため農業生産力が著しく低下し人口支持力が薄弱となつたといふ點に主なる原因がある。

支那全土の人口は一九一〇年の調査に依れば、三三一、一八八、〇〇〇人であり、一九二三年の現在では四三六、〇九四、九五三人となつて居る(註二)が、今これを各省別の人口一方里に對する密度といふ點から見るに、

省別	一九一〇年	一九二三年
安徽	人 三一五	人 三六二
貴州	一六八	一六七
山西	一二二	一三四
浙江	四六三	六〇一
直隷	二八一	二九五
福建	二八二	二四八
河南	三七六	四五四
湖南	二八二	三四一
湖北	三四八	三八〇
甘肅	四〇	四七
廣東	人 二七七	人 三七二
江西	二〇八	三五二
江蘇	四四八	八七五
廣西	八四	一五九
山東	五二八	五五二
陝西	一一六	一二五
四川	一〇六	二二八
雲南	五八	六七
各省平均	一七四	二三八
滿洲國	四一	六一

右の如く一九一〇年に於ける滿洲國の人口密度は四一人であるのに、山東省は五二八人であり、一九二三年の數字に依れば滿洲國は僅か六一人であるのに、山東省は九倍の五五二人の多きに及んでゐる。

つまり滿洲國は人口の自然增加に加ふるに、支那人の移民が間斷なく行はれて來たのにも關らず、依然として支那各省とは比較にならない程度の稀薄なる密度を示して居たに過ぎなかつた。滿鐵沿線は邦人經營の工礦業の發展に伴ひ農業經濟より商工業經濟に入り、玆に勞働者の需要が高潮するに至つた。然るに滿洲土着の農民は自己の職業を守るに汲々として、勞働力を提供せんとするの餘裕ある者とては餘りに少なかつた。

あり餘つた勞働力を持つて居る山東、直隷方面の人々が持ち合せの勞働力を賣るために、又安住の地を需めんために、蟻の甘きに集るが如く、滿洲へ、滿洲へと移住し或は一時的出稼人となつて移動しつゝあるは、蓋し自然の勢であるといふべきである。

尙茲で滿洲國の建國前支那の官邊では鐵道運賃の割引、無賃乘車年齡範圍の擴張其他各種の方策を以て、支那人の入滿を企圖して居つたことを見逃すことは出來ない、次に記す所は其の一例である。

曾つて山東省當局は苦力の滿洲出稼を奬勵し黑龍江、吉林兩省に打電してこれが救濟依賴を懇請したことがあるがその電文に曰く、

「魯省は土地狹小にして人民稠密、已に人を以て滿つるの患あり、比年以來災歉頻りに來り生計日に蹙る、依つて亟に法を設けて救濟すべきも最も安全適切なる方法は移住開墾なりとす」（後略）

又曰く、

「魯省連年屢々兵燹を蒙り紐で黃流の患あり、省西一帶は民間蕩析離居し慘苦の情形、已に極點に達せり、加ふるに去歲夏秋の間天的亢旱にして數月降雨なく岱南數十縣は梨稿盡し米粱收を失へり、黃河下流の各縣は又蝗蝻を發し收穫極めて薄し、災區の廣大なる災情の重き嘗て見ざるところなり」

といつてゐるが年々人畜、田圃の上に暴威を逞うする黃河の患以外近年これ等災歉全く跡を絕つたりと誰か信ずるものがあらうか、眞に今日に到るも變らない山東省如實の姿であり、將來も續けられるであらう慘苦の情形であるが、履き違へられた政策は時に反省も、內顧の餘裕をも放擲せしむる。

その廣袤約五六、〇〇〇方哩にして人口約三、〇〇〇萬以上を抱擁し、每一方哩の人口密度は五五〇餘人に達し人口

の稠密なること支那本部十八省中第三位に位すれども、産業幼稚にして數千年來依然として進化するところなき山東省が、この稠密なる人口を支持し得ざるは當然にして殊に西北部を貫流する黄河に依つて繰返さるゝ氾濫は省當局が自白してゐる如く、年々江岸及下流住民を塗炭の深淵に引ずり込んでゐる。

これ等あらゆる慘苦から脫れんとする彼等の出稼は實に歷史的因襲であり、時代の勢であり、生への希求の一途である。(註三)

玆で入滿移民の一種たる避難移民につき彼等の出身地の現狀は何うかといふことについて考へて見る。この點については小澤茂一氏が昭和三年の春から夏にかけ大連市中にさまよつて居る避難民をとらへて色々と訊ねたことの記述がある。卽ち

昭和三年五月十四日

寺兒溝千代田町の一小店で聞いた時半箇月ばかり店錢(宿賃の意)を支拂はずに滯在して居る者二家族があるといふので本人等に就いて事情を聞いて見る。一つは山東省沂州府費縣倘驛庄趙某四十五歲妻三十六歲娘八歲男の子十歲、一つは同村隣家の者郭某四十八歲妻四十五歲長男二十二歲次男十歲之等二家族七人が一緒に一室(アンペラを敷いた疊三疊敷位の炕があり土間も同じ位の廣さ)に居る。各自蒲團は持つて居るやうであつた。舊曆三月中旬大連に來た者である。大連に來た時は同じく隣家の一家族と都合三家族來たのであるがその內一家族は直ぐ吉林省の三岔溝に先發した。同所にはその者の外甥に當る者で十年來商賣をした居る者があつて同人から之等三戶の者が呼ばれて北滿に移住するのであるが、旅銀が不足したのでこの二家族は殘留滯在して三岔溝への前記先發者から旅費の送金あり次第出發することになつて居るものであるとのことであつた。

彼等三家族は舊二月二十五日同道離鄕し步行十日紅石崖に出で民船に乘り青島に上陸、青島から汽船によつたものである。步行十日間も別に野山に寢るやうなことなく住店(宿屋に泊るの意)し宿賃は一泊銅貨十五六枚位食事は家から携へて出た高粱を喰つて來たそうである。途中でも避難者が澤山陸續としてゐた。宿屋なぞは滿員で屢々土間に寢させられ中には老人などの殪れる者や子供を紛失した者などもあつたと。

大連のこの宿では一泊小洋十錢食事は外から煎餅を買つて喰ふ。煎餅は一日一人二斤位ですます。(煎餅一斤銅貨二十文）男は時に埠頭方面で卯子工に傭はれ一日小洋四十錢位得られるが慣れないから苦しくて每日は續かない。この頃は子供等に油坊運搬の大豆の零れを道路に拾はさせて食事に當てゝ居ると。

彼等の鄕村は人家五百戶位で村には土圍子(匪賊を防ぐため村を圍るの意)があり自衞團は皆鐵砲を所持して居てしつかりしてゐるので土匪の襲來はなかつた。しかし連年の凶作で一畝が一斗か二斗位しか收穫無く高粱の價額なぞ一斤銅貨三十文、豆餅一斤二十五文で村の者で豆餅や樹の皮野の草などを喰ふ者もあつたが、幸に村に三軒の財主兒(財產家の意)があつて五日目に一回豆餅とか高粱とかを難民に施食するので未だ餓死するやうな者はなかつた。鄕里では到底生活が出來ず村民は皆「有糧能喫」の滿洲移民を希望して居る。既に六七十戶は滿洲に移住した。そういふ情況だから地價なぞ甚だ廉く又現在では買手も無い。姓趙の方は作年十七畝の畑の内三畝を大洋十元で賣却したそうである。近村では匪賊の被害多く昨年舊七月此方の隣村に來襲したことがあり、村民の射殺婦女子の拉致等が行はれ中には恐怖のあまり自ら井戶に投身した者も多數あつた。又村の家は全部焚毀された。この時以來彼等の村でも匪賊の來襲を恐れ滿洲移住が增して來た。匪賊の來襲した北方隣村の村は赤家庄といひ、人家百戶位あつて全村の者は耶蘇敎徒は無く回々敎四戶他は皆佛敎徒であると。

郭某の方は家に畑二十畝餘あり、家兄と嫁と姪甥老父とあつて尙郷里に殘留して居ると、惟ふに之は限られた土地で凶作は續き家族大勢では益々生計困難になるから隣家の滿洲移住のこの機會に分裂移住することになつたものであらう。此の如くして支那の大家族集團主義制度もだん〳〵と崩壞せらるゝのではあるまいか。(註四)

昭和三年六月十三日

露西亞町舊滿鐵醫院跡前の路傍に蹲踞して居る老幼一族の難民が居り孰れも困窮途方に暮れ居る如き狀態であるから、仔細があらうと、就いて訊ねる。山東省青州府博山縣の者で、李景平、年七十六歲、寡婦四十歲その長男十三歲次男十歲三男六歲四男四歲娘八歲の一族七人であつた。七十六歲の白髮で殘り尠い辮髮を垂れた老人が語るのを聞くと。

「鄕里一帶は連年の凶作でした、それに今年は土匪と敗兵とが隨所に掠奪を行ひ鄕里では到底安んじて生活をすることが出來ませぬから撫順炭坑に働いて居る長男の所に行かうと思つて鄕里を出ました。鄕里を出ます時に寡婦の家の畑二畝と私の家の畑二畝とを大洋百十元に賣りました。それを旅費としまして本年舊三月八日一族八人を連れて十三里程步行して三里溝(?)と云ふ所に行きました。其處から靑島行き聯絡切符(三里溝は博山よりの運炭鐵道驛らしい、膠濟線に三里溝といふやうな驛名はない)を買はうとしましたが、途中人の言ふのを聞きましたのに山東大洋票は滿洲では通用しないとの事でありましたから早速二男に命じまして携帶して出た(畑を賣つて得た)旅銀百十圓の內百圓を交換しに鄕里に歸らせました。そして大連の山東同鄕會で互に會ふ打合せをしまして私共はその儘娘等を連れて三里溝から汽車に乘つて先發しました。大連には舊三月十二日に到着しました。三里溝から大連迄の聯絡切符は大人一人に付大洋四元五十錢でした。大連に上陸しました時は殆んど旅費が竭きて居りましたから山東同鄕會に行つて事情を陳べましたが豫て聞いてゐたやうな救濟はありませんでした。しかし二、三日もすれば二男が來ると思ひまして夜は

同鄉會の壁下に眠り、晝間は市中に討飯に出まして只管二男の來連を待つてゐましたが三日經つても五日しても十日過ぎても來ない。とうとう二十日餘りしてから漸くやつて來ました。そこで質しましたところ金を交換して三里溝に引返したが南北軍對戰のため汽車が不通になつてゐたから其處を去つて附近の馬上車站(？)に行く途中、張宗昌の敗兵に有金全部を掠奪され仕方なく步行して青島に辿り着いて討飯をしてゐる內街上でふと鄉里の隣家の者に遇つたから事情を話したら汽船の切符を買つて吳れたのださうであります。その二男が大連に來ましたのが舊四月十四日でありました。そこで一族を連れて小崗子の庄家小店と云ふ小宿に宿泊することにしました。それから宿屋に事情を訴へて汽車賃を借りまして二男一人を撫順の長男の所に調金に出發させました。彼が撫順に行きましてから今日で丁度十一日になりますが歸つて來ないのみならず一向に消息が無いのであります。宿屋の方では籠貨が九圓ばかりたまりましたので主人は八歲になる此の娘を賣れ自分が世話をしてやると云ひましたのですが母親は勿論私もどうもその氣になれませぬので、拒絕致しましたらとうとう携帶して來た蒲團行李を抑留して私共は今朝追ひ出されました。仕方がなくてかうして停車場に來て二男が撫順から歸りはしないかと見守つて居るのでありますと老の涙を流しながら物語るのであつた。

博山縣でも亦凶作續きで土匪や敗兵の劫掠が酷しく去年から今年にかけて彼等の鄉村は二回の掠奪に遇つたさうである。人家は百戶位であつたが他省に避難して、今では六十戶位になつて居り地捐(地稅)は今年正月から三月に至る間に二回も徵せられ、每回一畝地につき三吊文(一吊は銅貨五十枚)であつたと。(註五)

以上述べたる所を要約するに漢人の滿洲進出は、

一、地　理　的　　二、社　會　的

三、經　濟　的　　四、政　治　的

の四つの理由からであると云ひ得る。

（註一）哈爾濱事務所調査課編、北滿への移民數と其分布内蒙哲里木盟植民の沿革

（註二）昭和二年版上海同文書院發行支那年鑑

（註三）勞務時報第四四號中島國雄氏論說

（註四）山東避難民記實六二頁

（註五）同上七〇頁

第二節　入滿の徑路

これ等多數の移住者又は出稼人はどんな徑路を踏んで入滿するか、直隷省或は山東省方面より滿洲へ進出する者の採る徑路を見るに次の五種に分つ事が出來る。

一、靑島、芝罘等を經由して大連に上陸する者　　二、同　　營口へ上陸する者

三、同　　安東へ上陸する者　　四、奉山線を利用し奉天驛若くは皇姑屯驛に下車する者

五、奉山沿線を徒步にて入滿する者

それでは何の方面の者が何ういふ徑路をとつて出發地の門戶に集つて來るかといふに「山東省東北の住民、殊に膠濟鐵道沿線地方の者は鐵道に依り靑島に出で、或者は徒步又は小運河を戎克に依り、龍口、芝罘に出て來る。同省南方の者は海洲又は石臼所へ徒步、此處より海路一先づ靑島に集り、若くは直接大連に向ふ。又同省北西部の者は津浦鐵道に依り天津に出でゝ、海路大連に行くか、又は北寧（奉山線）鐵道に依り奉天に向

ふ。

河北省の移民は大部分北寧(奉山)鐵道を利用し、一部分は天津より海路を選ぶ。

河南省民は鄭州に集り平漢鐵道に依り豐臺に至り北寧鐵道に乘換へ打通線、四洮線、洮昂線等に依り滿洲に入る。

青島、芝罘、龍口、天津は出發地の、大連、營口、安東は到着地の、夫々重要なる門戶である」(註)

これ等の徑路を踏んで入滿して來る者は一箇年に何の位に達するか、過去にありては統計的な調査を試みたことがなかつた爲め、大正十年前後にありては單に三十五萬人內外と推定され得るに過ぎなかつた、然し其の後の移民乃至出稼者數は逐年增加し大正十四、五年當時は五十萬人內外と稱せられて居た、殊に昭和二年の秋から三年の春にかけてはあの打ち續く兵禍、匪禍、乃至災禍に對しては、土に對し無上の愛着心を持つ農民と雖も流石に忍びかねて、滿洲に永住の地を探すべく家族諸共避難民となつて連日の便船を利用し、或は陸路をたどり滿洲に這入つて來た者の數は從來の記錄を破つて、無慮三十萬人の增加を示すに至つた。

(註)　昭和七年六月號拓務時報五一頁、南開大學敎授何廉氏論文「支那人の滿洲移住」

第三節　入　滿　數

移民の數を統計的に檢討するのは極めて困難な事實とされて居る、この移民に關する數字は船舶側より關係當局に對する申告數を基礎材料として居り、又これを基礎とするより他に途がないのであるが、この申告なるものが事實とは必ずしも一致しない、小澤茂一氏はこの間の事情を次の如く述べて居る。

「更に海務局の發表する右數字が避難移住民の實數に果して合致するかを檢討するに實數とは著しい差があるやう

である、實際に於ける入港船舶の彼等搭載狀態を見るに、上甲板、中甲板共所謂壽司詰に詰められ一隻千名以上搭載の船舶は殆んど全部定員超過をなして居るのが普通で、近來仕出港の支那海關が稍取締りを行ひ大連港に於ても著しい定員超過に對しては海務局檢疫官の告發があるため違犯も減少したやうであるが、仕出港で避難民が殺到して居る場合とか、地方官憲の强要とかのため定員超過は事實上已むを得ないらしく、又到着港での懲罰も僅少の罰金刑に過ぎず、これも船客收入に對して話にならぬ程の少額であるから罰金を覺悟の上で定員超過を敢行する船もある。」(註一)

兵禍を怖れる避難民が乘船する光景は實に悽慘たるものであると云ふが、大連港に於ても數年前山東へ歸還する支那人が、病者であつた故でもあらうが、乘船の際壓死された事實もあり、乘船の際係員が切符の點檢をしやうにも、千餘の群集が先を爭ひ乘船せんとする時、腹卷の奥に虎の子の樣に大切に入れてある乘船劵を一人々々から取り出さセ一々點檢すること事實不可能である、定員超過と云つても、船舶の乘組員が進んで違犯行爲をするのではなく、避難民が殺到し先を爭つて乘船せんとする事象に對しては、事實上制し切れないことが多い。

尙船舶側卽ち事務長や買辨からの申告數と云ふものは多くは切符の回收數であるから幼兒の如き無賃乘船者は自然除外される事になる、然し一家打伴れて來る避難者の中には當然幼兒もあるべく、これに對しては申告數に三パーセントなり五パーセントなりを割掛けして總數を推算するより他に途がない、又中には乘船劵の購入の暇がなく乘船後買辨に現金を渡すと云ふものもあり、これ等は表面上乘船人員の中に加へられない場合が間々ある。

以上の如き實狀にあるため移民統計の算出には少なからぬ苦心を要する。以下文獻の記す所に從ひ(註二)大正十二年以降の入滿統計を表示する。

入滿移民年度別表（一）

經由地＼年次	大正十二年度 人	%	大正十三年度 人	%	大正十四年度 人	%	大正十五年度 人	%	昭和二年度 人	%
大連	一七二、〇一四	四〇	一六七、二〇六	三四	一九七、三九二	三七	二六七、〇六二	四四	五九九、四五二	五二
營口	七七、〇八七	一八	六一、九〇四	一三	九六、六四七	一八	一二四、七四三	二〇	一五三、七七一	一三
安東	四六、五七七	一一	五三、六四一	一一	四〇、七四〇	八	四八、二八七	八	七八、八七九	七
陸路	一三八、〇一一	三一	二一〇、七一九	四三	一九七、九九一	三七	一六七、二六〇	二八	三二七、六四五	二八
計	四三三、六八九	100	四九三、四七〇	100	五三二、七七〇	100	六〇七、三五二	100	一、一五九、七四七	100

入滿移民年度別表（二）

經由地＼年次	昭和三年度 人	%	昭和四年度 人	%	昭和五年度 人	%	昭和六年度 人	%	昭和七年度 人	%
大連	五〇六、五五三	四七	五一三、九四七	四九	三八八、〇四六	五二	二二六、五一三	四八	二一〇、八四七	五一
營口	一五二、七〇三	一四	一四八、五七七	一四	一一六、八〇〇	一五	七九、一七七	一七	七一、一三九	一七
安東	五二、七〇三	五	五三、五五七	五	四九、五七五	七	三六、一三九	八	二八、一九九	七
陸路	三六二、六五五	三四	三三一、二一〇	三二	一九三、七九二	二六	一二五、五五五	二七	一〇三、七五九	二五
計	一、〇七四、四六七	100	一、〇四六、二九一	100	七四八、二一三	100	四六七、四〇二	100	四一四、〇三四	100

これ等多數の入滿者を目的別にすれば大體に於て、

（一）出稼のための渡來

（イ）募集に應じて來る者

（ロ）緣者若くは知人を賴り職を求めんとして來る者

（ハ）飄然と來る者

二、永住の地を探すために來る者即ち移民

三、滿洲に於て現に勞働をなして居る親兄弟に寄食せんとして來る者

等に區別する事が出來る、そして右の中第一項の分類に屬する入滿者が所謂苦力と稱せらるゝに至る者で入滿者の大半を占むるものはこれである。

尙この移民を性別にして見れば、全數に對する婦女子の割合は五パーセント乃至十五パーセントであり、婦女子の移民率は昭和二年以降著しく增加の傾向にあること即ち單なる出稼勞働者でなく移住せんとする者が漸增する傾向のあることは注目すべき一事象たるを失はない。

（註一）山東避難民記實三頁。

（註二）民國十六年滿洲出稼者、民國十七年滿洲出稼者、民國十八年滿洲出稼移民移動狀況、民國十九年滿洲出稼移民移動狀況、滿洲產業統計一七六頁、勞務時報第四五號より。

第四節　入滿の時期

入滿する出稼移民の大多數は苦力であることは前節にも述べた所であるが、後に記す如く彼等の故鄉は農村であるが、農業收入のみに依つては一家の支持が出來ないため、賃銀收入の一部を以て生計の一助たらしむるための出稼ぎである關係上、其間出稼の時期といふものが自然あり得る、そして其の時期に至れば入滿統計が著しく高潮するを例とする。中島國雄氏はこの點に就き次の如く云つて居る。

古く中國には青黄不接（不景氣とか或は生活困難といふ意）といふ言葉がある。農民が人口の大約七〇％以上を占めてゐるといふ農業主義なる山東省住民の生活にとつては經濟上財政上特に關係深い剴切な言葉であらう。

青とは春の穫入れ麥刈季節で舊曆五月を意味し、黄とは秋の收穫舊曆九月の芋掘季節であり、何れも農村の繁忙期を意味する。

卽ちこれ等の繁忙期は二つながら彼等にとつては懷の暖い季節であり、從つて遠く出稼ぐ必要を感じないですむといふことになる。故に舊正前越年時と同じく、却つて彼等はこの季節には歸鄕する傾向さへある。

從つて出稼期は青、黄共に不接の季節で、所謂彼等の社會にそろ〳〵不景氣が寂寞の音を立てゝ、生活の逼迫を他の道に依つて癒さねばならなくなる頃からスタートするといふことになる。

換言すれば出稼期とは卽ち青黄不接の季節で舊曆二月、六月、十月を指し舊正明け中旬頃より二月上旬にかけて出稼最も多く、甚しきに至つては數十里を遠しとせず、徒歩にて鐵道沿線及港灣に出で便船を待つ者あり、傭主を探して赴滿せんとするものである。（註一）

今この現象を數字を通じて觀る。（註二）

昭和七年度入滿移民月別統計

月別	大連	營口	安東	計
一月	一三、六七八	—	—	一三、六七八
二月	一八、二九一	—	—	一八、二九一
三月	三八、三四九	八、五三八	一、二六八	四八、一五五

四月	二五、五二六	一六、六九六	九、九六八	五二、一九〇
五月	二〇、一六二	一一、五七五	四、三三四	三六、〇七一
六月	一三、六三一	六、〇一八	二、七五三	二二、四〇二
七月	一三、八〇一	七、二三三	三、二八九	二四、三二三
八月	一三、二八一	三、六五五	三、二七〇	二〇、二〇六
九月	一三、九六一	四、六〇〇	四、〇五五	二二、六一六
十月	一六、六五八	六、四三四	七、〇三八	三〇、一三〇
十一月	一九、三五〇	五、八七一	四、五二六	二九、七四七
十二月	一九、二四八	六〇九	—	一九、八五七
計	二二五、九三六	七一、二二九	四〇、五〇一	三三七、六六六

右に依れば中島氏の說に一致する所のあることが判かる。

（註一） 勞務特報第四四號一三頁

（註二） 勞務特報第四五號（前揭數字中大連上陸の分は滿洲內の港灣相互の移動と、一般移民とを混計しある數字なるを以つて年度別入滿移民統計と稍異るものあり。）

第五節 入滿の目的

斯くの如き多數の入滿者は滿洲の土地を踏んだ後如何なる行動を採るかと云ふに、これは入滿の目的別に依つて自然分れることになるが、先づ次の二種の中の何れかに含まれて行くものと見てよい。

一、或期間勞働して若干の貯へを持つて歸還する者

二、滿洲に永住するもの

出稼苦力と謂ふのは、右の第一項に這入るべきもので農閑期を利用して來るものが多い。そして舊正月前だとか農

繁期の迫つて來た頃には、若干の現大洋銀を大事に肌身につけ、直徑一尺もありさうな大きな尖餅を二つ、三つ、糸に通して布團や、枕や、食器などゝ共に肩にかけ、土產らしい二つ、三つの赤い紙包を大切さうに持つてデッキパッセンジャーとなつて歸つて行く者の數が急激に增加する。

それでは前記二種の人員は何んな比例を示して居るか、南滿に止る者と北滿に進む者、永住する者の職業及び永住地等を知る事は極めて必要なことであるが、この點については未だ確たる調査がされて居ない。然し第一項の者が七、八十%を占めて居ることは玆に記す迄もない。そして滿洲に永く留まつて居る苦力でも、始めはほんの一時的出稼氣分から來るものが大部分であると見られる、この點について、上杉益喜氏は有益なる調査をして居る。卽ち

彼等は何故に跑關東(「滿洲にちよつと一稼」といふ意)するか。私は各種の支那人に問ねてみた。彼等は曰く、

a　俺の故鄕は人口が多くて畑が少く食つてゆけない。(之は關內人の總ての言葉である)

b　畑は相當の出來生えだし、織物も隨分織つてみたが滿洲のボロイのに比べてはお話にならない。(山東半島人)

c　こんな片田舍でゴテゴテと零碎なバクチを打つてゐても面白くない。滿洲はボロイさうな。

d　喧嘩はしたし、借錢は出來たし、故鄕に居辛くなつた。

e　叔父がこちらで大分儲かつてるので。

f　天災は二年も三年も續くし、每年兵亂には苦しめられるし、税金は三年分迄前取りせられるし、私の故鄕では最早狗、鷄の聲も聞けません。と言ふ樣なことで滿洲に近い直隸山東民は渡滿してくる。

故に以前は、最初から移民する氣の者必ずしも多くなく半歲稼で冬は故鄕に歸つたものが、此頃では山東の半島部を除いては再び天災兵亂の巷に還りたいと言ふ者は段々少くなる傾向が見受けられる。(註一)

尙ほ漢系滿人の不熟練勞働者の大部分は出稼苦力であるといふことは、次に表示する數字に依つて見ても明かである。

撫順炭礦滿洲人從業員社宅居住狀態調

苦力別	社宅外居住者 家族持	社宅外居住者 獨身	社宅外居住者 計	社宅外居住者 在籍人員に對する%	社宅居住者 家族持 棟數	社宅居住者 家族持 戸數	社宅居住者 家族持 人員	社宅居住者 獨身 棟數	社宅居住者 獨身 戸數	社宅居住者 獨身 人員	社宅居住者 計	社宅居住者 在籍人員に對する%	從事員 家族持	從事員 獨身	從事員 計
採炭	—	—	—	—%	二	二一	二一	一四六	二二六	一〇、八〇五	一〇、八二六	一〇〇%	三	一〇、八〇四	一〇、八二六
雜業	一九二	二、〇〇八	二、二〇〇	二七	一五	一八四	一八四	一一六	一一六	五、八二一	五、九九五	七三	八、八三一	七、八一九	八、一九五
常役	一、五三七	四、九九一	六、五二八	五八	六八	八二三	八二三	七七	七七	三、八四〇	四、六六三	四二	二、三六〇	八、八三一	一一、一九一
傭員	一、一四八	一五六	一、三〇四	四〇	二〇一	一、四九七	一、四九七	三	九	四三四	一、九三一	六〇	二、六四五	五九〇	三、二三五
把頭	一一八	一三	一三一	六〇	一六	九六	九六	—	—	—	九六	四〇	二一四	一三	二二七
請負	—	七六三	七六三	一四	—	—	—	八五	九六	四、七二九	四、七二九	八六	—	五、四九二	五、四九二
計	二、九九五	七、九三一	一〇、九二六	二八	三〇二	二、六二一	二、六二一	四二六	五一四	二五、六二九	二八、二四〇	九三	五、六一七	三三、五四九	三九、一六六

これは昭和四年末の調査であるが、(註二)この中、最も多數を占むる採炭苦力について見るに總人員一〇、八二六名中、現地にて一家をかまへて居る者は僅か二一名に過ぎない、それで獨身宿舍に收容されて居る所の一〇、八〇五名は結局何かといへば、この約九〇%——一〇%は滿洲國出身者——は妻子を山東省方面に置き單身で出稼に來た苦力と、獨身の出稼者とである、といふことになる。

(註一) 仲仕苦力の研究四〇頁

(註二) 撫順炭礦勞働事情三二頁

第六節　離滿及離滿數

以上記したやうに入滿の目的が大部分出稼である關係から出稼の目的が達せられた或時期に於て一時的若くは永久的に離滿するのが通例である、今、大連埠頭に於ける荷役苦力の從業年數を調査するに、(註一)

從業年數	人員	百分率	從業年數	人員	百分率
二十年以上	七一	〇・五	五年未滿	二、七四三	二〇・六
二十年未滿	五〇七	三・八	三年未滿	四、四一二	三三・一
十五年未滿	九一一	六・九	一年未滿	二、九三一	二二・〇
十年未滿	一、七四二	一三・一	計	一三、三一七	一〇〇・〇

三年以上勤續せる者が四五%に達して居るが、これ等の苦力は大連に來て以來歸鄉したことがないかといへば決してさうではない、每年或は二年なり三年なりに一度は必ず歸つて居る、で、滿一箇年間以上文字通り勤續して居るといふ者は數へる程しかない、勿論中には十年以上一度も鄉里に歸つたことがないといふ者もある、然しこの種の者は歸るといふことに何等の希望を見出し得られない者である。これは出稼苦力である限り如何なる業態に就いて居る者にも同樣の觀察を下し得られる、次にもう一つの數字を示さう。

昭和四年末に於ける撫順炭礦直轄苦力の勤續年數別人員は次表の如くであつて、(註二)

勤續年數	常役苦力	採炭苦力	雜業苦力	勤續年數	常役苦力	採炭苦力	雜業苦力
一年以下	五、一六三	一一、六九七	六、四三六	二年以下	一、八八九	二、四三一	一、三三五
三年以下	一、二九七	一、三五四	八五七	四年以下	六八一	四四九	二九一

五年以下	四四五	一八四	一九九	六年以下	五七三	一一〇	三四
七年以下	二〇七	四八	二三	八年以下	九七	二〇	一〇
九年以下	七六	一一	一〇	十年以下	七八	六	二
十五年以下	一〇二	七	八	二十年以下	一	一	一
四年度十二月末現在計	一〇、六〇七	一六、三九八	九、二四四	一年以上勤續者數	五、四四四	四、七〇一	二、八〇八
勤續率	五一・三%	二八・七%	三〇・四%				

一箇年以上の勤續者は採炭苦力二八・五%、雜業苦力三四・七%に過ぎないことになつて居る、只常役苦力は比較的高率で四九・五%を示して居る、然しこれは日給制度で直接採炭作業に從事するものではない。

それでは彼等が歸鄉する時懷にして行く金額は何の位かといふに、極端から極端をとれば限りがないが一人一箇年平均大洋錢の二十五圓乃至三十五圓と見るのが當つて居ると思はれる。それで每年歸鄉する者は三十圓前後の現金を持つて行き、三年目に歸る者は百圓近い現大洋銀を持ち去ることになる、從つて一箇年間に滿洲國より勞銀の逃避する總額は實に莫大な額に達する、この點は今後大いに考へなければならない問題である。

移民離滿者年度別表（一）

年次／經由地	大正十二年度 人	%	大正十三年度 人	%	大正十四年度 人	%	大正十五年度 人	%	昭和二年度 人	%
大連	一三三、四七四	四三	一一三、二四九	四九	一〇二、九六一	四八	一三六、五四七	四六	一四一、八五九	四五
營口	四〇、二八二	一四	三六、七四〇	一六	三六、七五二	一七	四六、三八二	一五	五四、三四三	一七
安東	六九、六二三	二二	四四、九二一	一九	二五、五四三	一二	二〇、六三一	七	二〇、九三四	七
陸路	六四、三八二	二一	三七、八一〇	一六	四九、二九一	二三	九五、八三二	三二	九九、四一三	三一
計	三〇七、七六一	100	二三二、七二〇	100	二一四、五四七	100	二九九、三九二	100	三一六、五四九	100

移民離滿者年度別表（二）

經由地＼年次	昭和三年度（人）	昭和三年度（%）	昭和四年度（人）	昭和四年度（%）	昭和五年度（人）	昭和五年度（%）	昭和六年度（人）	昭和六年度（%）	昭和七年度（人）	昭和七年度（%）
大連	一六八、五三〇	四四	二一九、二九三	三七	一九七、一九五	四一	一七四、七九三	三八	二二五、六九四	四五
營口	八五、八四三	二二	六八、六〇三	一一	八九、七六四	一八	一〇六、〇一〇	二三	一三五、三三九	二七
安東	一九、三四三	五	二三、九二四	四	二五、三七七	五	三二、四〇三	七	二八、二三一	六
陸路	一〇七、三七一	二八	二八九、五七二	四八	一七六、一六八	三六	一四八、一三三	三二	一一九、五一九	二四
計	三八一、〇八七	一〇〇	六〇一、三九二	一〇〇	四八八、五〇四	一〇〇	四六一、三三九	一〇〇	四九八、七八三	一〇〇

前表（註三）各年に於ける離滿者の中には、其年に入滿した者、前年入滿した者、或は三年乃至それ以前に入滿した者等が混入されて居り、尙又歸還者の種類としては出稼移民が大部分であることは特に說明を要しないが、他の要件で入滿して居たものも含まれて居ることは玆に記す迄もない。

（註一）福昌華工株式會社發行「碧山莊」五頁。

（註二）撫順炭礦勞働事情一六頁。

（註三）入滿統計と同一資料。

第二章　苦　力

第一節　苦力の意義

「苦力」と云ふ語は元來支那語ではない、支那語では勞働者のことを、文學的方面では「做工者」、「力作者」等と謂ひ

俗語では「傚工的」、「力作的」など丶謂ひ、文俗兩語では「工人」、「小工」など丶謂ひ、又外國に雇傭せらる丶勞働者のことを「僑工」といつて居る。

今日吾々が謂ふ苦力とは滿支人の不精練勞働者の總稱であり力に賴つて生活をなす社會群「受苦累的人」の意であるが、この苦力と云ふ言葉が何うして勞働者の意に通ずるやうになつたかについては人に依り說を異する。

（一）

「支那に於てこれを勞働者と云はず、特に苦力と稱する由來がある、と云ふのは苦力と云ふのは元來支那語ではなく、英語の Coolie 或は Cooly の譯語で、この英語又元來の英語ではなく、タミール語の譯言である、抑々タミール語に於てクーリーとは雇傭の意義であつて、西洋が東漸當時西洋人はこの語を以て亞細亞人の不熟練勞働者を總稱したものであつたが、十九世紀以後の歐米人の著書は何れもクーリーなる語の使用範圍を、自身旅費を負擔し又は雇主なる白人に年期を入れて、其白人の負擔を以て外國に移住する印度人及支那人の不熟練勞働者竝に各本國に於て居住白人に雇傭せらる丶印度人竝に支那人の不熟練勞働者に限定して仕舞つた。それから十九世紀に入り彼の有名な東印度會社の對支那貿易が益々發展し廣東を貿易港として、盛んに支那商人と取引するに及び英國人の商館は激增し、之等英國の商館に使用せらる丶支那勞働者は漸次其數を增加し、之と同時に之等開港場に於ては、支那クーリーなる語は一般に使用せらる丶に至り、遂に支那人は譯音「苦力」なる文字を使用する樣になつた。一方南洋其他の殖民地に於て、白人に使用せらる丶支那勞働者も增加し、玆に支那苦力なる語は海外にも廣く使用せらる丶に至り、十九世紀の末葉より支那苦力なる語の使用範圍は更に擴張せられ、單に外國人に使用せらる丶支那人不熟

練勞働者を指稱するに止まず、有ゆる支那人不熟練勞働者を指稱するやうになつた」（註一）

（二）

「抑々苦力なる言葉は英語の Cooly にして人夫を意味し其語源は南部亞細亞に濫觴すと云はれて居る、この言葉の盛に使用せらるゝに至りしは、英國が支那に經濟的の活動を開始したる其の以後の事に屬し、最初は單に外國人に使役せらるゝ波止場人夫若くは車夫の如き者に對してのみの呼稱なりしが、今日に於ては炭山の坑夫より農家の作男に至る迄凡そ不熟練なる勞働者をば總括的に苦力と稱して居る」（註二）

（三）

苦力は勞働者の自稱でもなければ其の總稱でもない、苦力は印度語の Kulie 即ち日傭から出たもので、之を英人が、Coolie と云つて支那の勞働者にも轉稱したが、音譯されたのだ、しかし支那人は苦力の文字を喜ばないから、從來勞働者に對する語に、做工者、做工的、力作的、賣力的、賣力氣的、工人、小工、苦人等がある、この中力作的、力作者、賣力的、賣力氣的、小工、苦人等は今日の苦力と同一意義に用ひられて居る」（註三）

（四）

『クーリー』とは純粹の支那語ではなく、歐人東來の後歐人によつて呼稱せられた支那人足の總稱である。夫れが何國語であるかは知らないが支那人同士には苦力なる言葉は用ひられてゐない。彼等の中には常に工人、新語では勞働者と稱されてゐる。けれ共外人の東來漸く繁く支那勞働者を使役すること愈々多く常に之等を指して苦力と稱呼するに及び、今や外人來往繁き地に在つては苦力なる言葉は甚しく普及し殆ど支那語と成つた觀がある。さて『ク

ーリー』とは『受苦累的人』の意である。力に賴つて生活する人である。けれ共元來が支那語でないから苦力の範圍限界は甚だ不明確である。そこで私の看る所では苦力なる語の持つ範圍は勞働者のそれより遙かに狹く、苟くも或種の技藝を有する者は苦力の仲間に入れるのは妥當でないやうである。(註四)

又苦力の別名として華工と謂ふ語がある、これは中華民國工人の略稱から出たものであつて、彼の日支親善を力說された故早川社長が在任された當時生れたものである、然し滿洲建國の今日滿洲でこの名稱を用うることは意味を爲さなくなつて來た。

以上苦力の語源に關する各種の說を檢討したのであるが、今日尙苦力といふ語の使用範圍が明かでなく、單に身に弊衣を纏つて居る所の滿、支人を見れば總て苦力だと斷定して居る人が尠なくない樣である、それで筆者は次の四項を擧げ苦力の意義を明確にしたいと思ふ。卽ち苦力とは、

(一) 漢民族及滿洲民族であること

(二) 不精練勞働者であること

(三) 他人決定の勞働に從事する賃銀勞働者であること

(四) 主として屋外にありて筋肉勞働に從事する者であること

である。以下少しく說明を加へやう。

(一)一般に滿洲で苦力と謂はれるものは大部分漢民族であり、滿洲民族も多少は居る、然し鮮系の滿洲人勞働者に對しては絕對に苦力といはない、(二)苦力は不精練勞働者である、玆に不精練勞働者とは、職工或は職人の如き技術

的訓練を經たる勞働者ではないといふことの意味であつて何等經驗を必要としないといふ意味では決してない、而し吾々の謂ふ苦力とは現に如何なる勞働に從事して居るかの就勞形態から出て來る名稱である、だからAといふ大工があつて大工の仕事がないため偶々土工の仕事に從事して居る場合には、Aそのものは大工ではなくて苦力であると見るべきである、これは自作農が人夫に雇はれて來た場合でも同樣である。（三）勞働者といふからには總て他人決定の勞働に從事する者でなければならないことは當然である。自己決定の勞働に從事する小作人或は俥を所有して居る所の人力車夫などは玆に謂ふ所の勞働者ではない、（四）苦力は主として屋外にて就勞する者である。即ち土工、荷役苦力、採炭苦力等の如き其れである。

そしてこの苦力といふ語は今では完全な支那語になつて仕舞つて居る、それは支那人の專門的な著書の中にも苦力といふ文字が用ひられて居る、（註五）ことに依つて見ても判かる、尙吾々も滿洲人の不熟練勞働者のことを俗稱としては苦力といひ、理論的に云ひ表はす場合は「工人」といふことにして居る。

（註一）大正九年社會政策時報創刊號小松敏郎氏論說。
（註二）滿洲產業界より見たる支那苦力。
（註三）小田內通敏氏著朝鮮に於ける支那人の經濟的勢力四〇頁。
（註四）上杉益喜氏著仲仕苦力の硏究一頁。
（註五）第一次中國勞働年鑑六二五頁。

第二節　勞働市場

自由勞働者の意義を一言にして云へば、雇傭關係が常に變動し而も極めて轉業性に富んで居る不精練勞働者といふ事に盡て居る。この自由勞働者のことを東京方面では一般に「立ちん坊」と云つて居り、阪神方面では鮟鱇と云つて居る、この鮟鱇と云ふ名は元來が魚の名稱であり、其魚が暗渠のハケロの當りで、餌の流れて來るのをぢつと待つて居る所が丁度自由勞働者が市場に出て、職にありつけるのを待つて居る狀態に似て居るといふ所から出て居るさうである。この名稱の附け方は立ん坊にしても同一である。つまり自由勞働者が勞働市場に出て、雇主の來るのを待つ迄の間に於ける勞働者の形から出たものであり、一旦傭はれゝば何々人夫と雇主が勝手な名稱をつけるのであるが、滿洲人は勞働市場にある自由勞働者と、職に就いた者との間に次に記すやうな特殊の名稱に依り區別を爲して居る。

滿洲人はよく日傭勞働者のことを「モズクン」と云つて居る、これは卯子工と云ふ字を用ひて居り、此語源的解釋には種々あるが其中最も深い意味に解されるものとしては、勞働時間の最も長い勞働者といふことから出て居る、即ち支那の農業勞働者には雇傭期間の長短に依り「長工」と「短工」とがある、長工は定傭で長期雇傭されるものであり、短工とは其日々々に雇傭關係を更改される日傭勞働者のことである、この短工は長工に比し長時間の勞働を課せられ、又要求される。即ち日出から日沒迄、卯の刻から卯の刻迄の耕作勞働をなし漸く其日の日當にありつける工人である、と云ふ所から斯く名づけられたものであると謂ふ。これが工業時代に入るに及んで工業竝に礦業方面の一般勞働に從事する者にも流用される所となつたのである。

今これを仲仕勞働者の場合について考へて見る、仲仕勞働者の事を普通「脚行」と云つて居るが、これは一つの組合

的團體の名稱であつて一人一人を指す場合には一般に「扛脚行」と云つて居る、そしてこの組合である脚行に這入らないで孤立して居る勞働者を「小扛」と云ひ、この小扛が職を漁らんとして勞働市場に居る時、即ち我國で謂ふ鮟鱇の如き狀態に在る者を滿支人は「打卯子」と稱し、この打卯子が愈々仕事にありついた時に始めて「卯子工」と稱せられるのである、そしてこの卯子工が夫々就勞部署を異にすることに依り土工、掃除夫、荷役苦力(仲仕)、葬儀人夫等に分れることになる。尙もう一つの語に「擦件子」と云ふのがある、これは或地點から他の地點迄貨物を運搬した場合一件につき幾何として賃銀の支給を受くる勞働者の意味であり、營口或は上海方面にはこの種の勞働者が多い。これは一種の賃銀形態が名稱化されて來たものである、例へば大豆一袋を運べば一錢、豆粕一枚運べば二錢支給する、と云ふが如き條件の下に働いて居る勞働者を指稱するのである。

大連市には七八箇所に勞働市場がある、此處へ夏季の午前六時前後に行つて見ると黑山の樣に職にありつかんとする所謂打卯子が集つて居る、そこへ勞働者を雇入れんとする一人が來たと見るや吾先にと其人の近くへ押し寄せて行く、ために雇入れんとして來た人は打卯子の八重垣の中心になつて身動きの出來ない樣な場面を見受ける事が少くない。

これ等の打卯子の雇はれ先は荷役苦力の補助、土工、人夫、葬儀人夫、雜役夫、大工手傳、車力、道路人夫、掃除夫等雜多である、この打卯子にしても同じ仕事が繼續される所があれば成るべく其處へ行きたがる、又雇主としても使ひ馴れた者の方が何かと便宜の點が多いため同じ人間が居れば引續き連行して行く場合が多い。又勞力供給請負人などの樣に多くの苦力を要する處へは今日も使つて貰ひたいと云つて門をたゝいて來る者が少くないと云ふ。自由勞働者の日收額は季節、需給關係、勞働能率、體質の如何等に依り多少の差違はあるも、普通小洋銀の五十錢內外である。

第三節　苦力の種別

單に苦力の種別と云つても更にこれを、

一、雇傭關係から見た種別

二、雇傭期間より見たる種別

三、業態から見た種別

の三つに大別して考へなければならない。

先づ最初雇傭關係から見た種別をなせば次の四種に小別される。

（一）　雇傭關係が直接のもの

（イ）　一定の雇傭條件の下に雇主と直接雇傭契約を結ぶ定傭的登錄勞働者、即ち滿鐵會社で云へば、常役苦力、採炭苦力等の如きもの。

（ロ）　特に個定した雇傭條件と云ふ程のものはないが、雇主と勞働者との間に何等介在者がなく、直接雇傭さるゝも雇傭期間が極めて單期間であり、從つて氏名等の登錄がされないもの。

（二）　雇傭關係が間接のもの

（イ）　勞力供給請負契約に依る供給勞働者、これは直營の土木建築工事に使役さるゝ勞働者に多い。

（ロ）　作業若くは工事の請負に從事する勞働者、これは鐵道の貨物積卸の請負作業若くは土木建築の請負工事に從事する勞働者をいふ。

次に雇傭期間より見たる種別としては、

(一)　雇傭期間の長期に亘るもの

年工、長工、常傭方、定傭夫

(二)　雇傭期間の短きもの

短工、臨時夫、日傭工

等の種類があり、又業態に依る種別としては、一般的には農業勞働者、漁業勞働者、化學工業勞働者、纖維工業勞働者、機械器具製作業勞働者、飲食物工業勞働者、交通運輸業勞働者等幾多の分類があるも、滿洲人の下級勞働者に對しては、(一)雜役苦力、(二)土木建築苦力、(三)採炭苦力、(四)採礦苦力、(五)荷役苦力の五種に分つを普通とする。

(一)　雜役苦力の中最も多いのは官公署、會社、工場等の一般雜役に從事する苦力で、定傭的の者と、臨時日傭の者とがある、この外打卯子卽ち職を漁る日傭勞働者は、葬儀屋に雇れると葬儀人夫、掃除のために雇傭するものならば掃除人夫、除雪のための雇傭ならば除雪人夫等と雇主に依り任意適當な名稱を附せられる。

(二)　土木建築苦力、これは別に說明を要しない、この種の勞働者中最も數の多いのは土工及び人夫であつて、土砂の切取、運搬、トロ押、大工、左官の手傳等一般雜役に從事する。滿洲では冬期結氷期中は工事が中止されるのでこの種の勞働者の大部分は歸鄕するか若くは業態の異る他方面へ移動して行く。

(三)　採炭苦力を最も多く使役して居る所は撫順炭礦である事は玆に記す迄もない、同炭礦には二萬人以上の苦力が從業して居り坑內採炭、露天採炭、坑內雜業、坑外雜業、其他の勞働に從事して居る、本溪湖炭礦には約六千人の苦力が居る。

（四）採礦苦力と云ふのは鞍山鐵山、廟兒溝鐵山等にて原礦の採掘に從事して居る礦夫を指稱するものである。

（五）荷役作業に從事する苦力の總數は約一萬九千人と算せられて居りこの全數に對する七〇％は大連埠頭に働いて居る、荷役作業に從事する勞働者のことを普通荷役苦力若くは荷役工人と云ひ、支那人は脚行と云つて居る、つまり我國で謂ふ仲仕の意味である、今大連埠頭に於ける荷役苦力の分類を見るに、

（一）本船苦力

これは船舶よりの陸揚或は船積作業に從事する所の苦力であつて、船內人夫、デツキマン、ウインチマン、運搬苦力等に區別される。

（二）石炭苦力

これは石炭の貨車積卸、看貫乃至は船舶への積込等石炭に關する總ての作業に從事するもの。

（三）陸上苦力

これは要するに我國に於ける陸仲仕と同じ意味であつて、更にこれを、發送苦力、到着苦力、繰替苦力、看貫苦力、檢斤苦力、常傭苦力、馬車苦力、小車苦力等に區別し、驛方面に於ては作業の性質若くは扱貨物の種類に依り材木苦力、小口扱苦力、一車扱苦力等適宜樣々の名稱を附して居る。

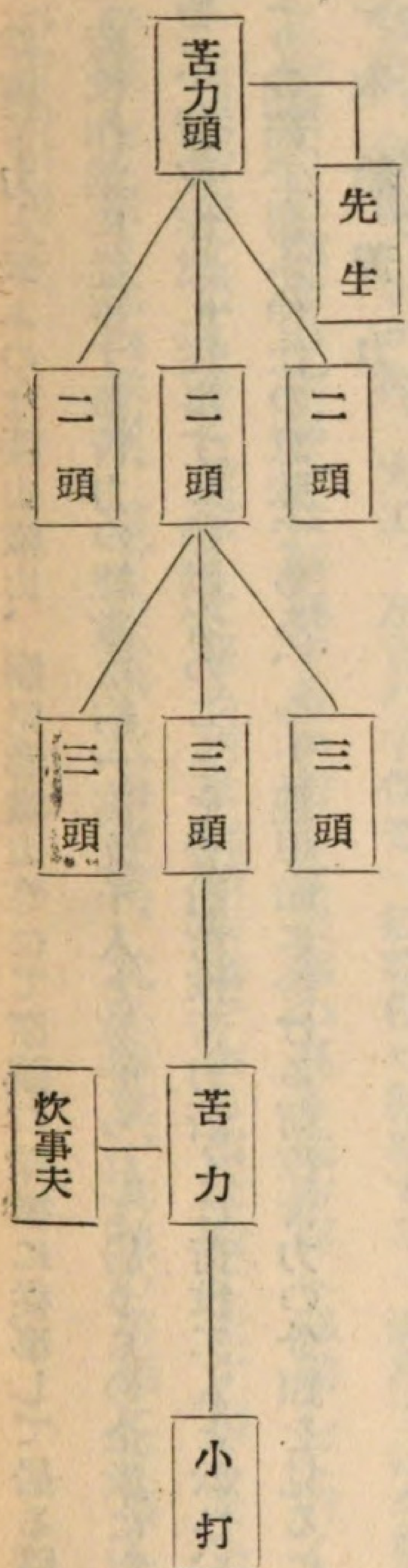
そして滿洲に於ける純然たる荷役苦力は大連埠頭關係を除き其總數は四千人と稱せられ一人前の荷役苦力になるのには三年の日子を要すると云はれて居る、元來滿洲は特產物の出廻り關係から一箇年を繁閑二期に區分され、この期間は土地に依り多少の相違は伴ふも大體十一月から翌年四月迄を繁忙期と稱し他の期間を閑散期と稱して居る、これは土木建築工事に於ける繁閑期と全く正反對となつて居る。それで荷役作業の繁忙期には荷役苦力の臨時增員をなす

を普通とし閑散期には解散せしむるか、自然減少に委せるのであるがこの間に於ける勞働者の募集或は解散の事情については後に詳述する。

第四節　勞働者の組織

滿洲人の勞働者中技術的精練勞働者若くは個々單獨に雇傭されて居る勞働者は問題外とし、前項業態別勞働者の箇所に於て記したる一乃至五に屬する者は一般に苦力頭に依つて統轄されて居る、それでこゝでは苦力頭制度についての考察を爲す。

苦力頭、長夫目、把頭、工頭等は邦人の間に於ては大體同じ意味に解されて居る、曾ては大苦力頭と云つて配下に二頭、三頭を介して多數の苦力を擁し、この大苦力頭は純然たる企業家的立場に在ると云ふやうな制度が多く行はれて居たが、其の弊害が少くなかつたので、現在ではこの制度は殆んど影を沒するに至つた。そして中苦力頭制度がこれに代つて現れて來た。この苦力頭は內地に於ける親方の如きものではあるが、配下苦力の多少に依り其格に於て甚だしい逕庭がある、次に說明に便するために苦力の組織を圖解する。



これは二百名內外の苦力が一團をなして居る場合の組織であつて、十四五名の苦力を一班となし三頭が班長として苦力と共に一つの作業に對し共同動作を取り、二頭は數名の班長を部下に持ち作業の指揮と統制の任に當るもので、何れも作業の第一線に出働するものであるが、苦力頭は自ら作業にタッチすることは全然なく配下苦力に對する管理の總括的實務と、事業主との間に於ける折衝の任に當るものである、從つて各々其の責任に輕重のある關係上、二頭、三頭乃至苦力の間に於ては賃銀の分配比率に夫々差違がある、この點に關しては後に詳述する所がある。苦力頭の任務としては作業の指導鞭撻は勿論苦力の私生活上に於ける一切の世話をしてやる、つまり勞働管理の實權を掌握して居る理である、從つて配下苦力に對する一つの任免權とも稱すべきものを有し、且其地方に於ける一つの顏役をなし社會的の地位を占めて居る。今具體的な例として撫順炭礦に於ける苦力頭の任務は何うなつて居るかに就いて見る。

「把頭は配下華工に對し作業上必要なる知識を與へ、實際作業に當りては自ら指導の任に當り作業上の諸注意、技術等の教示をなす、例へば最も勞力少くして作業效果を多からしむる動作型、作業順次等の如し、繰込に當りては作業の難易に應じて技倆の適當せる華工を配置し怠慢又は成績不良なる華工に對して或は鞭撻し或は自發的奮勵心を振起する樣仕向けるのである、苦力が會社に對して懷ける誠忠心なるものは甚だ貧弱であるが入社當初より一切の世話を受けしこれ等把頭に對しては尊敬心强く所謂親分兒分の關係によりて繋れ、その命令は良く徹底するのである、從て作業上に於ける指導、鞭撻はこれ等把頭によりてなさしむれば人情風俗を異にする日本人係員によるよりも效果の著しいものがある、之を要するに作業上に於ける把頭の任務は工場に於ける職工長の任務に準ずるのである。

華工の不足する場合は炭礦部の指命によりて直に募集をなし、華工の風紀、衛生等に對する私的保護をなすと共に思想の動靜に對しては常に注意と觀察を怠らず、當該勞務係を補佐し且貸與せる工具保管の責に任ずるのである」(註一)

尚先生、大師夫等も苦力の組織上大きな分子をなして居る。先生と云ふのは要するに書記であつて苦力頭に直屬し、賃銀の計算、金錢の出納其他一般記錄事務を擔當し、苦力頭から月給を受け共同食事を攝り食費は自己が負擔して居る者が多い。大師夫とは――大師傅、大什夫とも書く――炊事夫のことであるが、炊事のみをするものでなく、苦力の出働中は留守居番もなし、食事材料の購入、其他宿舍の內部的な仕事一切をする、この大師夫のことについて上杉氏は次の如き說明をして居る。

「大師傅は所謂一軒の女房であり大師傅以下皆苦力留守中の最も大切な家番であり又小使である。家番としての任務も非常な重大なもので、今日他處からの小盜が某班で捕へられたが此の小盜を撲つたのは右大什夫以下の連中が最も激しかつたが、是は彼等が平常如何に家番について責任を持たせられてゐるかの反證である。

尚又苦力頭が正しい上前刎の外に多少でも苦力の稼高より胡魔化して自己の收入を增加させるのは主として炊事共他の共同買物の價格に關してゞあるが、其の相棒は什夫であらねばならぬ。故に往々大什夫は苦力頭の絕大の信任者である。又茶飯の味の如何、食費經濟の手腕も亦大什夫にあるので、大什夫は仲々大事にせられてゐる。大什夫は又千々に心を碎き、誰にも不平のない樣に巧に料理鹽梅する必要がある」(註二)

この外何處にもと云ふ譯ではないが、七、八十名以上の苦力が一團をなして居る箇所には二師夫、小打等が居る。二師夫は大師夫の下働きであり、小打とは小使である、小使は宿舍內の雜用、食事の運搬等をする。大師夫、二師夫の給料は一般苦力が負擔する所もないではないが、多くは苦力頭が負擔し食事は各苦力が共同して負擔すると云ふのが普通である。小打は食事だけ無料で食はせて貰ひ―つまり苦力の共同負擔―小使錢などは各苦力から適宜貰ひ受けて居る向が多い。尚又大集團の苦力の中では、理髮師を苦力各自の共同經費に於て雇入れて居る所もある。

（註一）撫順炭礦勞働事情八頁。
（註二）仲仕苦力の研究二一頁。

第五節　苦力の年齢

勞働力を賣ることに依り始めて生活を持續しつゝある苦汗的勞働者の代表ともいふべき苦力の年齢は體力の旺盛なる青、壯年期のものが大多數を占めて居るであらうことは、何人も容易に想像し得る所であるが、邦人經營の企業の中最も多數の苦力を抱擁して居る、滿鐵撫順炭礦と大連埠頭の荷役苦力とにつき年齢別人員を觀るに、

撫順炭礦苦力年齢別人員

年齢別	人員	百分率	年齢別	人員	百分率
十三歳―二十歳	五〇〇	三・八	四十一歳―四十五歳	七一四	五・五
二十一歳―二十五歳	二、六〇三	二〇・二	四十六歳―五十歳	二〇〇	一・六
二十六歳―三十歳	三、六四五	二八・四	五十一歳以上	三九	〇・三
三十一歳―三十五歳	二、九〇三	二二・六	計	一二、八五七	一〇〇・〇
三十六歳―四十歳	二、二五三	一七・六			

（昭和七年十二月末現在）

大連埠頭荷役苦力年齢別人員

年齢別	人員	百分率	年齢別	人員	百分率
二十歳未滿	一八七	一・四	四十五歳未滿	一、一五四	八・七
二十五歳未滿	二、四八七	一八・七	五十歳未滿	五七二	四・三
三十歳未滿	三、七二七	二八・〇	五十五歳未滿	二一六	一・六
三十五歳未滿	二、八二六	二一・二	五十五歳以上	七九	〇・六
四十歳未滿	二、〇六九	一五・五			

右に依れば何れも二六歳より四十歳迄の者が大半を占めて居ることが判かる。

第六節 苦力數

昭和七年六月末現在に依る關東州內及滿鐵附屬地內に於ける工場其他の勞動者數を內、鮮、滿、外人別に見るに、

種別	工場勞働者	普通勞働者	日傭勞働者	計
內地人	六、九九九	一、六三四	—	八、六三三
朝鮮人	一、〇七七	一六	二、八六一	三、九五四
滿洲人	七四、三六二	四四、三八〇	六二、八二九	一八一、五七一
外國人	一	三三	—	三四
計	八二、四三九	四六、〇六三	六五、六九〇	一九四、一九二

普通勞働者とは交通運輸、土木建築、荷役等の勞働者を謂ふ。

にして總數に對する滿洲人の比率は九三%の絶對多數を占めて居る。そしてこの中滿洲人の工場勞働者の一部分、普通勞働者の大部分及び日傭勞働者の全部は苦力と見て差支へない。

次に在滿邦人經營の主要企業下にある常傭苦力數を表示すれば次の如くである。

邦人經營主要企業下に於ける常傭苦力

企業名	常傭苦力數	調査時期
滿鐵撫順炭礦	一五、五三七	七年三月現在
鞍山製鐵所	四、〇二六	七年七月現在
鐵道部各驛	四八四	七年三月現在
福昌華工會社荷役苦力	一三、一〇一	八年四月現在
國際運輸會社各地常傭苦力計	五、九四〇	八年三月現在
本溪湖煤鐵公司	六、八四五	七年十月現在

第七節 苦力の出身地

三千萬民衆の約八十%は漢民族であると謂はれて居るが、其の中農業經營者其の他の企業家は別とし、他人決定の勞働に從事し賃銀收入を得、生活して居る者の多くは出稼勞働者と見られ得る。これは比較的高級の勤勞生活者であり、滿洲に於て一家を構へて居る者であつても、退職した場合如何なる行動を採るかを注視するに滿洲國以外よりの出身者は多く鄕里に歸還する事實の多いことに依つて見ても共間の事象が窺はれる。そしてこの關係は苦力階級に於て特に甚だしきものがある。

今關東廳が昭和六年六月一日に調査せる州內及び滿鐵附屬地內に於ける、滿洲人の工場並に礦山勞働者の出身地別統計を見るに（註一）

出身地	工場勞働者		礦山勞働者	
	人員	比率	人員	比率
滿洲國外	三二、二一五	七一・二	二九、六八五	八三・一
山東省	二五、九七一	五七・四	一八、八一一	五二・七
河北省	五、六〇八	一二・四	一〇、〇九四	二八・二
其他	六三六	一・四	七八〇	二・二
滿洲國內	一三、〇一一	二八・八	六、〇二七	一六・九
關東州	四、八八四	一〇・八	三九	〇・一
其他	八、一二七	一八・〇	五、九八八	一六・八
計	四五、二二六	一〇〇・〇	三五、七一二	一〇〇・〇

前表に依つて明かなる如く工場勞働者の七一・二%、礦山勞働者の八三・一%は滿洲國以外よりの出身者であることが判かる。

右の工場竝に礦山勞働者の中には筋肉勞働者のみでなく技術的若くは事務的に頭腦の働きを必要とするものが相當含まれて居り、この種の者の中には滿洲國出身者が比較的多く、この結果前記の如き比率が表はるゝに至れるも、多數の苦力を便役して居る大連福昌華工會社の荷役苦力竝に撫順炭礦の採炭苦力について見るに、滿洲國以外よりの出身者の比率は更に增大して居ることが判かる。

撫順炭礦採炭苦力出身地別人員　（昭和七年十二月末現在）

出身地	人員	百分率	出身地	人員	百分率
滿洲國內	一、二三六	九・八	江蘇省	八一	〇・六
滿洲國外	一一、六一八	九〇・二	河南省	一六二	一・二
山東省	七、八九九	六一・四	其他	一〇	—
河北省	三、四一八	二六・六	合計	一二、八五四	一〇〇・〇
山西省	四八	〇・四			

大連埠頭荷役苦力出身地別人員　（昭和八年三月現在）

出身地	人員	百分率	出身地	人員	百分率
滿洲國內	一二九	〇・九	江蘇省	一〇二	〇・八
滿洲國外	一三、一八八	九九・一	其他	五〇	〇・四
山東省	一二、一二二	九一・〇	合計	一三、三一七	一〇〇・〇
河北省	九一四	六・九			

右に依れば採炭苦力は九〇・二％、荷役苦力は九九・一％の絶對多數が山東省或は河北省方面からの出稼勞働者であることが判かる。

（註一）關東廳勞働統計書二六頁及五四頁

第三章　勞働者の需給關係

第一節　需給關係

滿洲には鐵道港灣の荷役、土木建築の如き季節的に繁閑の伴ふ作業が多く、其間勞働者の需給關係に著しき差違が生ずる、之を一例を以て示せば、鐵道荷役苦力の如きである。卽ち特產物の出廻期には多數の苦力を要するが夏期閑散期に至れば二分の一乃至それ以下の人員にて十分であり、若し繁忙期に集中せしめた苦力が少しも移動せず其の儘夏期に至るとすれば、作業は減少し從つて收入は低下するも喰はせて丈けはやらなければならない、故に其間請負人は大なる損失を負はなければならない事になる。荷役作業に勞働移動――繁忙期より閑散期に向ふ場合は減員移動、この反對の場合は增員移動――は附きものとなつて居る、今これが實例として、大連埠頭及び新京驛に於ける昨一箇年間の月別に依る一日平均在籍人員を見る。

大連埠頭並に新京驛荷役苦力一日平均在籍人員

月次	大連埠頭	新京驛	月次	大連埠頭	新京驛
一月	一〇、八二五	六一一	四月	九、五〇〇	五四九
二月	一〇、三〇〇	六二三	五月	九、〇五六	五一二
三月	九、七八五	五四二	六月	八、六五三	四五九

七　月	八、三四七	五〇〇	十一月	八、四一〇	八三一
八　月	七、八八八	三八三	十二月	一〇、五二〇	一、八五八
九　月	七、八四七	五二九	平　均	九、〇四〇	六五〇
十　月	七、三四九	四〇四			

これに依つて見ると大連埠頭の分は甚だしい差を示さないが、新京驛のそれは最低たる八月の三八三名と最高の一、八五八名とを比較するに四倍半の隔りがある。

一方土木建築工事の方面は何うかといふに、數字的に證示し難きも、工事期即ち解氷期から結氷期迄の間が繁忙であり、冬期は殆んど勞働者を必要としない。

右の如く鐵道並に港灣荷役苦力と、土木建築苦力とは、需給の關係が全く正反對になつて居る。で、兩者の間に或種の統制を行ひ需給の調節を行つたなら、不生産的な募集費並に解散費を節約することが出來、苦力の勞働管理費を省き得ることが可能となり、しかも一面苦力は季節的の失業から免れ得る結果となり一石二鳥の利益が生ずる譯である。然らば如何にしてこれを具體化すべきかといふことを考へなければならないが、これは政策的の問題に觸れるものであるから、本稿では單に右の如き實狀にあるといふことの記述を爲すに止める。

第二節　募集と解散

滿洲人勞働者の中移動性の最も多いのは前節に述べたる如く土木建築工事關係の勞働者と、荷役作業關係の勞働者とである。これは仕事其ものゝ性質上季節的に繁閑が伴ふ結果と、勞働者の自然的退散と相俟つて移動が甚だしくなつて行くものである。然し礦山乃至炭礦方面にあつては前述の如き關係が餘りないため、單に自然減少を補ふ意味に

於ての募集が行はれるに過ぎない、しかし撫順炭礦方面にあつては賃銀制度を合理化し、移動防止策を徹底的に講じた結果募集は逐年其必要を減じつゝある。

勞働者の募集を分ちて次の三つとなす事が出來る。

一、距離の遠近に依る區別

二、募集の方法に依る區別

三、事業主の態度から見た區別

一、距離の遠近に依る區別は更に(一)遠地募集、即ち滿洲國以外つまり山東省、直隷省方面からの募集と、(二)近地募集、即ち滿洲國内に於ける或地方からの募集と、(三)現地採用、つまり其土地の者を雇入れる場合との三つに區別される。

二、募集の方法に依る區別とは、(一)直接募集、(二)苦力頭の募集、(三)請負募集、(四)募集機關を通じてなすものゝ四つとなる。(一)直接募集とは事業主が直接募集を爲すものであつて、更にこれを分てば、(イ)自己の使用人をして直接募集の任に當らしむるもの、(ロ)募集廣告を門前に貼るもの、(ハ)勞働者の集合し易き地域へ廣告を撒布するものゝ三つとなる。(二)苦力頭募集とは苦力頭が自ら其必要を感じ若くは事業主の命に依り自已直接或は配下の者をして募集をなさしむるか、通信若くは友人に依頼して募集をなすものを謂ふ、(三)請負募集といふのは事業主が豫め募集先に居住して居る特定人と募集上の特約をなし置き、必要に應じ其旨の通告をなし、或地點迄事業主側から引率に行き引繼ぎ連行せしむるものであつて、請負人には一定の報酬を與へる方法で、これを別に間接募集とも云ふ、第四の募集機關とは事業主が募集先、例へば錦州であるとか、青島方面に招工所を設けてゐると云ふが如き其一例で、

礦夫、採炭苦力等はこの種の方法に依り遠地から募集を爲すことがある。荷役苦力にありては請負人が直接遠地募集をなす事もあるが多くは苦力頭募集である、倘臨時必要の場合などには多く現地採用制を採つて居る。又土木建築工事に使役する勞働者、主として土工等は苦力頭募集であるがこの中、直營工事の供給勞働者などは多く近地募集若くは現地採用をなし、請負工事の土工等にありては長期使役の必要ある場合には請負人としては兎角遠地募集をしたがる、この場合遠地募集の方法は滿洲に居る苦力頭が、原地の苦力頭と連絡を保ち特定の引率者をして輸送の任に當らしむるを通例となす。

三、事業主の態度から見た區別とはこれを、(一)積極的の募集と、(二)消極的の募集との二つに區分される、積極的募集とは勞働者を相當增員する場合に行はれるものであつて、この場合は事業主が直接遠地から募集することが多い、そして募集費が多少多額を要する事があつても一面事業界が活況を呈して居る際であるからそんなことは問題にされない、消極的募集とは經濟界が萎縮して居る場合に行はれる方法であつて、現地採用若くは成るべく募集費を多く要しない近地から必要の最少限度を募集するのである。

以上募集の種類について一通り述べたのであるが、倘一つ盗募と云ふのがある、これは誘拐と同じやうな性質、意味合ひのもので極めて悪辣な方法である、つまり自己と同一業態にある他箇所の勞働者を甘言を用ひ、或は緣故をたどり自己の手に專屬せしめんとするものであつて、遠地から募集をなし相當經驗を積んだ頃に勞働者を盗まれることは事業主として堪へ得る所でない。

募集に際しこれが經費を見る場合には直接費、間接費に區分するのが普通である、間接費とはポスター印刷代、募集人の旅費、謝禮等が其主たるものであり直接費とは被募集者の船賃、汽車賃、日當、宿泊料等を總括したものであ

る。苦力頭が自ら募集をなした場合は直接募集費は前借の形式として、後日賃銀から控除するのが普通である。苦力一人當りの募集費が何程を要するかと云ふ點については距離の關係、募集の方法等の異るによつて一定しないが、募集費の問題については上杉益喜氏の說に依れば、

「五、六月頃は天津方面から吉敦工事に行く土工苦力が何千と見受けられたが、皆吉敦から特派員が天津に行つて一人二十元見當で毎船七、八百名宛連れて去つた。國際で昨夏山東から原地募集した時も一人二十圓餘り要つた。今春長春から營口へ迯つた國際の苦力は係員の費用を拔きにして一人二十二圓見當要つてゐる。之は旅費の外に小遣錢、食費、質物の受出し迄加算したのであつて儲の少い營口にやられること、營口の內情を知つてゐる苦力を無理に移動したために多く掛つてゐる。(勿論質物代金は現品引渡しと共に入金させることにはなつてゐたが)平時でも他處から募集するとすれば少くも旅費及一人二、三圓の小遣錢を支拂はねばならない。之もウカツに現金を手渡しゝてゐた日には貰つた苦力は只取りして逃げて了ふ――此の例は屢々ある――故に名も無い日本人の係員などが苦力募集をやつた所で只の一人も集まるものではない。皆顏から顏を辿つてゆかなくてはならない。但し他地方が閑散で此處のみが收入多いとなると集めなくとも雲集して來ることがある。此の時は當方が强氣であるから宜しい、自由に優良苦力團を選ぶことが出來るのである」(註)

次に解散であるが、この解散の多く行はれるのは荷役苦力と土工とである。荷役作業の多い場合假に二千名を常備し貨物の積卸作業に從事せしめて居たのが、特產の出廻期が經過し閑散期に向ふ場合、在籍保養勞働者の中に自然減少卽ち他方面へ轉出するものが澤山あれば問題でないが、極めて少ないと云ふ樣な場合―他へ行つても思ふやうな仕

事のないと云ふやうな時期―には止むを得ず相當の解散手當を支給して迄も解散せしめなければならない、斯う云ふ時期に放任して置けば苦力の喰ひ込みが多くなり、勞働管理者としては多大の損失を招くことがある。

（註）昭和四年版仲仕苦力の研究三四頁

第四章　生活狀態

これまで述べて來たやうに滿洲に於ける滿支人勞働者の中には土着の者は僅少であつて、大多數は渡來者であるから滿洲で一家を構へて居る者は會社や官廳の定傭夫であるとか、小頭級の者か、さもなければ土着に準ずべき永住性の強い勞働者に限られて居ると云ひ得る、勿論大連附近では下級仲仕程度の勞働者でありながら、妻帶して居ると稱するものもあるが、玆に謂ふ一家を成して居るといふ部類には這入らない、で、以下主として共同生活狀態の一般を記すことにする。

第一節　宿　舍

それが一つの組織的企業であつて、其の直轄下に多數の勞働者を保養して居る處、例へば撫順炭礦、昭和製鋼所、周水の福紡等の如き、又繼續的に鐵道乃至港灣の荷役作業の請負を業となすもの、例へば、大連の福昌華工株式會社乃至は國際運輸株式會社の如きは、何れも各作業箇所に宿舍の設備があり勞働者をこれに收容して居る。

我國に於て勞働者に對して宿舍制度を創めて設けたのは、明治十一年四月秀英社印刷所の經營者である佐久間貞一

氏が徒弟職工を育成する必要上設けたのが嚆矢であると云はれて居るが、(註一)其後大規模の工場が各地が設立さるるに及んで、主として女工のためにこの制度を實施するに至つた、この宿舍制度の必要は、

一、遠距離通勤者の勞を省き作業行程を增進させるため

二、逃亡防止

三、徒弟養成の必要

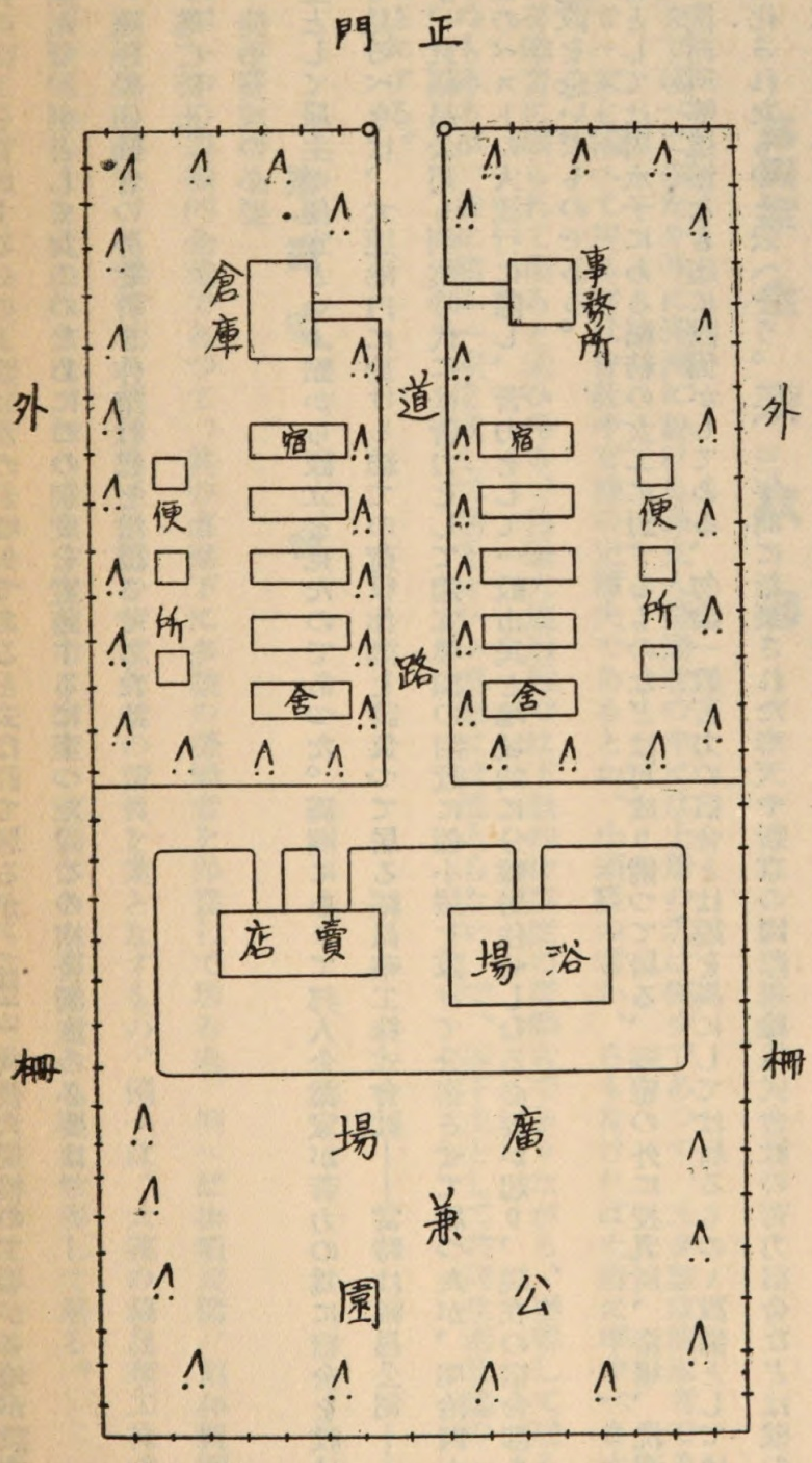
等、主として雇主の便宜といふ點から設立を見たのであつた。滿洲にありて邦人企業家が苦力の爲に宿舍を設けた嚆矢とも見るべきは、大連港內に於ける總ての荷役作業を請負つて居る福昌華工株式會社――當時は福昌公司――であつたが、此福昌公司も創業時代には苦力をして適宜埠頭の附近に假小屋を設けて分宿させて居つたが、明治四十四年二月彼のペストの大流行に際し、苦力をして一般市民と地域的に分離居住せしむる必要が起り、現在の宿舍卽ち碧山莊の建設を急いだものである。

宿舍としては周水子にある福紡の女工に對するものなどは可成り備つて居る、寢室の外に授乳所、浴場、洗濯場、食堂、洗面所等遺憾なき迄に設備がしてある、勿論一般苦力の宿舍とは趣を異にしては居るもの丶設備としては比較的合理化されたものと云へやう。二、三年前に新築された奉天や新京の國際運輸株式會社の苦力宿舍などは壁の中間に棚を設けるとか採光をよくするとか構造上相當考慮を加へた點を見受けられる。

滿洲人の建設する宿舍は多くは內部をオンドル裝置となし、寒氣を防ぐと云ふ點に意を用ひて居る。このオンドルの上が床になつて居て、アンペラを敷物となし居室兼寢室に利用して居る、一室の大きさは一樣でないが、大體に於て一人一疊大で、一棟に三十人乃至六十人が收容され得るやうになつて居る。そして中には二階建の完全なもの――

國際運輸株式會社の前記宿舍、福昌華工株式會社の一部宿舍等――もあるが、多くは平屋建である、そして中間に大きな吊り棚を造り、二階代りに使つて居る處などもある。

今四百名位を收容する苦力宿舍の略圖を記せば次の如くである。



右の様な比較的大規模の宿舍には必ず日用品を賣るために賣店の設備がある、この賣店の經營方法には、補助主義實費主義、營利主義等の形式があり、經營形式には、勞働管理者の直轄賣店、請負賣店、共同管理等がある。

然し何等の背景のない小勢力の苦力頭が持つて居る所の宿舍と云ふものは、至つて粗末な土造りの平屋建であつて「土角」と云つてあり合せの土を煉瓦型に煉り固め日光にて乾したものを巧みに積み上げて壁となし、其上に雜草と土で煉り混ぜた屋根を張つたと云ふ程度のものである。

土木工事に從事する苦力の如きは其現場に原始的の小屋を拵へ其工事の進行期間中はこゝを生活の根據地として居る。この小屋と云ふのは地面を三、四尺掘り下げ枯草類を厚く振り撒き其上にアンペラを敷き、屋根は同じくアンペラでカマボコ形若くはピラミツト形に拵へるのが普通である。

彼等は斯う云ふ小屋を造る事は誠に巧妙である。雨も凌ぎ得られ又耐久力も相當に強い、小屋一つの大きさは七坪から十坪位で別に竈を設けて炊事に便じて居る。小屋の材料としてのアンペラ、丸太類は多くの場合工事請負人が提供する。

それでは山東省方面にありて彼等は何んな住居をして居るか、この點につき青島商工會議所の調査に依れば、

「住宅は極めに簡單にして露を凌げれば足れりとする關係上、下級なる者に至りては隨所に安平、莚等にて山形の小屋を造り其の側に炊事場等を設けて是に住むものにして、轉々移住するに何等の干渉なくば彼等の便利なる箇所を撰んで造り、時には彼等の群集に依り一部落を形成することあり。

又家屋として建築する場合は、下層は煉瓦を用ひ、上層は土を用ひ、屋根として柴を用ひ其の上に土を塗り木材として用ふるは柱として使用する位のみなり」(註二)とあり、如何に粗末なものであるかが判かる。曾て筆者が滿鐵沿

線の某主要驛に至り、老苦力頭に向ひ今度新築された荷役苦力の宿舍の住心地は何うかと尋ねた所、大變に宜しい、然し苦力をしてあんな立派な宿舍に收容させて置くことは勿體ない、と云つたが、これは老苦力頭としては當然感じさうなことだと自分は思つた。

寢具類は總て自分持である、元々彼等の寢具と云つても簡單なもので淺黃色の無地か一寸した模樣のついた綿布を外皮として、內に古綿を入れた疊二枚大のものであるが、これが苦力の世帶道具の中では最大價値を有するものである。鄕里山東から滿洲へ渡航するデツキパツセンジヤーは殆んど何れもこの種布團の中に食器類、鞋などを卷き込んで大い麻繩で十文字にからげて肩に掛け、首に「何々棧」と書いた簡易旅館の札を附け列をなして市中を步いて行く態は船の着く度每に吾々の目に映ずるものである。この荷物は彼等にとつては唯一の財產であり、この荷物の有無は直ちに彼等の社會的信用に關連する、そして荷物のない者は宿泊も拒まれ、出稼人としての便宜も與へられないと云つた有樣である。

（註一）明治四十一年國家學會雜誌

（註二）山東勞働者の移動狀況五頁

第二節　炊事の制度

炊事は其經營乃至管理の方法の異るに依り、

一、苦力頭の請負制度

二、企業主の直營制度

三、企業主の直營賣店制度
四、請負賣店制度
五、營業制度
六、苦力の共同炊事――實費計算――制度

の六つに分ける事が出來る。

右の中最も普通に行はれて居るのは第一の苦力頭の請負制度であるが、これは吾々から考へると內地に於ける飯場制度のやうなもので、親方卽ち苦力頭から賃銀の頭刎ねをされた上更に食費の上前を刎ねられる忌むべき制度のやうに考へられるが、必ずしも然うでなく、苦力頭の賄つて吳れたものを皆んなして一つの鍋に群がつて、各自の箸で挾み合つて食べる事が共間云ひ知れぬ親し味が現はれるものであると云ふ、そして中には食物は苦力頭が斯ふして食はして吳れるものだと專ら考へ、邦人が前記第二項以下の或制度を、より合理的な方法と考へ改善をなしても、これが眞價を認識する迄は容易にその制度を喜ばないと云ふ傾向さへもある、然しこの制度は後に述ぶる賃銀搾取と共に苦力頭が不當利得を得る機會を常に存置させるものであると云ふべきである、勿論中には企業家に於て材料を安價に供給するとか、補給金を支出し苦力の食費負擔額を輕減する事に意を拂ひ、苦力頭が不當な收益を上ぐる餘地のないやうに取締つて居る向もあるが、未だ一般にはこの點に迄注意が行屆いて居ない。

第二の直營制度は宿舍に收容されて居る總ての苦力が、之を洩れなく利用するものである事を前提として居るから、別に食券を發行する事を必要としない、だから若し食事をしないものがあつたにしても缺食に對する賄料を減じないそして食費は稼働賃銀から天引するのである。これは一見理に合はないやうに感じられるが、各自の顏が判らないの

と、整理上多難であること、それに缺食するものは事實殆んどないため、現にこの制度を實行して居る所が各地に存在する。この制度を行つて居る箇所の意向を聞いて見るに、次に記す直營賣店制度よりも、食費の單價が多少安値になる可能性があると云ふ。

第三の方法は、現に相當廣い範圍に行はれて居る制度であつて、原料の原地購入は勿論の事、豆腐、漬物類なども自己の手許で拵へ可及的中間介在者の手を省く事に努めて居る。現に實行して居る某炭礦の方法を簡明に記述するに主食品たる包米、小米、大豆、高粱、麥粉類は、總て原產地より購入をなし、經費の低下を計つて居る。そして各自食事をするには豫め食券を購はなければならないが、これは把頭――苦力頭――が代表して、配下の苦力各自の購入傳票を一括して持參し宿舍係に於て購入をなすのである。何うして個人々々の勞働者に賣らないか、それは宿舍係の事務が繁雜することゝ、離職した者が食を攝りに來る等の不正行爲があるために之を未然に防ぎ、旁々苦力頭に對し自己の責任を強く感じさせるためである。そして食費は材料品の價格に高低が伴ふため一定し難いが、撫順炭礦の例について見るに三回共白麵饅頭の場合は國幣二十五錢位、二回は高粱飯とし一回だけ白麵饅頭の場合は十六錢位、三回共高粱飯を攝る場合は十二錢位となる。

尙この制度を實施して居る撫順炭礦の實例を示せば、最初食券を發給して置き、食事の都度食券と引きかへる、そして一人一日當りの食券發給額は一人一日平均の稼高の範圍内に制限され、主食物の品目は白麵饅頭外二十一種であり、苦力の隨意選擇に委せて居る。

今同炭礦の補助主義に依る直轄賣店に於ける最近の主食物製品規格並に賣價（滿洲國々幣建）を示せば次表の如くである。

品名	稱呼	賣價	規格		
			主要材料	製作數量	稱呼當
上饅頭	箇	・〇二〇	麥粉一袋	一七〇	四四匁以上
並饅頭	同	・〇二〇	麥粉一袋	一六五	五七匁以上
餡饅頭	同	・〇二〇	麥粉一袋、小豆九瓩、砂糖八斤	二六〇	五七匁以上
發糕	同	・〇二〇	麥粉一袋、包米粉三〇瓩	二六〇	八六匁以上
餡發糕	同	・〇二〇	麥粉一袋、包米粉三〇瓩、小豆九瓩、砂糖八斤	三三〇	八六匁以上
窩頭	同	・〇一〇	包米粉九〇瓩	六〇〇	七〇匁以上
餛飩	斤	・〇七五	麥粉一袋	五〇	一六〇匁以上
烙餅	同	・〇七五	麥粉一袋	五一	一六〇匁以上
花捲兒	同	・〇七五	麥粉一袋	五一	一六〇匁以上
鍋餅	同	・〇七五	麥粉一袋	四七	一六〇匁以上
扛子頭	箇	・〇二〇	麥粉一袋、砂糖六斤	二一〇	三八匁以上
煎餅(吉米)	斤	・〇六〇	吉米一〇〇瓩、大豆一七瓩	二〇五	一六〇匁以上
同(粟)	同	・〇五五	粟一〇〇瓩、大豆一七瓩	二〇五	一六〇匁以上
同(高粱)	同	・〇四〇	高粱米九〇瓩、大豆一七瓩	二〇〇	一六〇匁以上
豆腐	箇	・〇一〇	大豆八四瓩	八四五	七二匁以上
干豆腐	枚	・〇一〇	大豆八四瓩	一、一〇〇	二一匁以上
包子	箇	・〇二〇	麥粉一袋、餡一・〇〇圓以內	二三〇	不定
粟粥	椀	・〇一〇	粟一〇五瓩	九〇〇	二一一匁以上
鹽豆	同	・〇一〇	大豆八四瓩、鹽二〇瓩	一、一〇〇	四七匁以上
糖包子	箇	・〇二〇	麥粉一袋、砂糖六斤	二一〇	四八匁以上
水蒸包子	同	・〇二〇	麥粉一袋、餡一・五〇圓以內	二六〇	不定

即ち一袋の麥粉を原料としてこれより一個四十四匁以上の上饅頭を一七〇個製造し、出來上り品一個を滿洲國々幣二錢で販賣する、そして採炭苦力の食量は饅頭のみの場合は一回に四個食するのが普通である。

前表は主食物だけであるが、この外に副食物、調味料、嗜好品等一切を賣つて居る。

第四、請負賣店制度、これは苦力に對する一切の食物の供給を或特定人に請負をなさしむる制度である。そして請負期間中は指定單價を以て、一定の獻立表に基き食事を供給すると云ふ制度であるが、滿洲人勞働者の間に於ては現にこれを實行して居る所はないやうである。

第五、第一乃至第四の方法は何れも毎日の食物は勞働者の嗜好の如何に關らず――選擇上或程度の裕取はあるも――管理者の側に於て任意調理し、何うしてもそれを攝るより他に方法のない樣に仕向けられて仕舞ふ、なほ苦力頭の賄制度にあつては、各苦力頭を一單位として個々に炊事をするから、焚料其他の經費が自然高まつて行く事は免れられない、で、この營業制度を實施したならば、各種の飲食店は各々特長を發揮し、食物の種類も多種多樣となり、大量生產の結果單價は下落し、需要者たる勞働者は自己の嗜好の向くが儘に任意隨所に趣き食を攝り入れ得る等前者の一部缺點を補ひ特長を發揮するものではあるが、一面顧みるに多くの企業者は後に述ぶる如く、賃銀を一箇月一回乃至一旬拂制を採つて居り、從つて苦力は毎日現金を所持して居るといふ事が尠ないのと、假令所持して居ても自制心に缺けて居る彼等の事であり、且は又彼等の永い間の慣習が大家族制度に馴らされて居る等の關係から、この制度は當分行はれる可能性がない、勿論間食等の場合或は組織的勞働に從事して居ない、個々單獨雇傭の勞働者の場合は例外である、この種の日傭苦力の多くは後に記す如き露天飲食店を利用する者が多い。

第六、共同炊事制は數名乃至數十名の者が共同して炊事夫を傭入れ調理をなさしめ一切の經費を各自分擔する方法

で現に鐵道港灣の貨物積卸苦力或は滿鐵の支那人傭員間には相當以前よりこの方法が行はれ、又市中に於ける支那人の店員間などにも行はれて居る。

第三節　飲食物の種類

後に生活費の項に於て詳述する如く、集團作業に從事する苦力は私生活方面にも共同的な所が多い、然し共同食事を摒つて居る苦力でも矢張り買喰ひをしたがる、從つて滿洲では何處の都市へ行つて見ても苦力宿舍の附近や、勞働市場の周圍、作業現場や工場の附近には雜多な露天飲食店が屋臺を並べて居る、斯ういふ店で賣つて居る飲食物とは何んなものかに就て曾て當社勞務係に於て詳しい調査をしたことがある、それに依ると。(註)

第一　主食物と見做し得るもの

——以下比較的利用率の多いものゝ順序に列記する——

1　饅頭(マントウ)

饅頭には白麵(メリケン粉)饅頭と包米(玉蜀黍)饅頭との二種がある。戶外勞働者の大部分は白麵の饅頭より包米粉にて造つた饅頭を食する。その量の多い事と、價格の安い事が彼等に歡迎されるのである。同じく白麵饅頭でもその粉の質によつて上下がある。更に又市中の饅頭舖子で賣つて居るものと露天に於て賣つて居るものとはその大さ及び形を異にして居る。

2　油餅(ユウピン)(烙餅とも云ふ)

メリケン粉を水にてとかし、相當の固さとなし之を薄く延す、そして平たい鍋の上に油を布いて、大きな煎餅の如

く延したものを此の上で輕く燒く、粉には予め鹽を入れ相當の味を附けてある。勞働者は之で豆腐乾や果餅又は火腿を包んで食する、又之を此のまゝ食し、豆腐、白菜等の煮物を菜とする事饅頭と異らない食べ方もある。

3　尖(チエン)餅(ピン)

油餅の更に薄いもの、丁度オブラートの如き薄さにして油餅と同じ食べ方をする、材料は、メリケン粉、包米粉、豆粉等一定せず、又之等を混合して用ふる事もある。

4　燒(シャオ)餅(ピン)

饅頭は蒸すのであるが燒餅は(油餅の如く薄くしない)燒くのである、形は圓形、厚さ三四分、外部に胡麻等を附けてあるのは鹽で味をつけたものである。胡麻を附けてなく、上に一寸赤く紅を畫いてあるのは中に砂糖や餡が入つて居る、燒餅には普通大小二種あるが勞働者等は主に大のみを食する。

5　鍋(クオ)餅(ピン)

メリケン粉を油餅の如く薄くせず五分乃至一寸以上の厚さとなし、之を壓しつゝ燒く、故に、丁度堅パンの如くなる、粉の中には少量の砂糖を混ぜて味を附けてある、冷えても美味く食べられる故、下層支那人の旅行用食物として珍重がられて居る、厚さ一寸以上のものもあり、その中間に棗の實等を挾んであるものもある。

6　鍋(クオ)餅角(ピンチイアオ)

鍋餅の如く壓せず、燒餅の如く強く燒かず、丁度油餅を少しく厚くした樣なもので、大さも燒餅の大(直徑三寸五分位)位で形は菱形のもの、小判形のもの等一定して居ない。

7　包(パオ)子(ズ)

メリケン粉を水にて固め之を直徑二寸位に薄く圓形に平たくし、此の中に肉、韮菜、葱等を包み込み油を布いた鍋の上で燒くか又は蒸して食べる、露天では主に韮や葱を包んだのを燒きながら賣つて居る、形も包子舗で賣つて居るのに比べてずつと大きい。

8 餃子(チャオズ)

前の包子の如く燒かず、湯でゆでるのである、包子、餃子共に醋醬油にて味をつけて食べる。

9 湯麵(タンメン)

我が國のウドンであるウドンの中に、あさり、豚肉片等を入れて、汁―卽ち湯(たん)―はあんかけにしてある(普通の汁のもあるが)藥味としては韮、葱等を用ひ味の足りない時には隨意に醬油を用ひる。

10 糖餠(タンピン)

鍋餠の間に赤、或は黑砂糖を條の如くに挾み込んだもので、その本質に於ては鍋餠と何等異る所がない、砂糖のかはりに前述の如く棗の實等を入れてあるのもある。

11 小米粥(シャオミチオウ)(粟粥)

粥ほどドロ〳〵に焚いたもので、稀飯より濃厚なものを云ふ、粟粥の中には、ほうれん草等の青菜を入れてある。

12 糖火燒(ダンホウオシャオ)

一種の燒餠で餡や砂糖を挾まず、メリケン粉の中に砂糖を混ぜて、之を燒餠式に燒いたもの、故に總體に亙つて砂糖の味がする、大さは燒餠と同じ。

13 高粱米稀飯(カオリヤンミシイファン)

14　大米乾飯(タアミカンフアン)
之は露天では殆んど賣つて居ない、便飯店―一ぜん飯屋式のもの―に行かなければ食べられない、之にも大小二種ある。

15　大米稀飯(タアミシイフアン)
普通一般に賣つて居るもの〻中には米粒等は殆んど見當らず、糊の樣なもの。

16　餅(ビン)子(ズ)

第二　副食物と見做し得るもの

1　果(ケオ)餅(ビン)
メリケン粉に、フクラシ粉を入れて油にて揚げた棒狀のもの、鹽氣を多分に含ませてある故、尖餅、油餅の副食物として珍重がられる、又稀飯の副食物ともなる、更に又之のみ單獨にて食することもある。

2　魚(ユイ)(主に黃花魚(ホアンホアユイ))
鹽と醬油とで煮たものと揚物にしたものとの二種がある。

3　豆腐白菜(トウフウパイツアイ)
豆腐と白菜とを鹽と豆油で煎つたもの、露天飮食店ではあまり見うけられない、主として便飯店で賣つて居る。

4　豆(トウ)腐(フ)乾(カン)
豆腐を壓縮して味を附けたもので香しい味を有つて居り、生のま〻でも食べられる、大さは一寸五分平方位厚さ二、三分。

5　醬大頭菜(チヤンタアトウツアイ)

かぶらの醬油漬。

6　火腿(ホウオトイ)

所謂ハムである、肉の外に腸詰の如きものもある。

7　其他便飯店にては韮、豚肉、野菜等を煮て小皿に盛つて賣つて居る。

右の中果餅、豆腐乾、火腿等が最も良く用ひられる—食べ方が簡單なのと四季常に販賣して居る爲

第三　間食物と見做し得るもの

1　豆腐腦(トウフナオ)

所謂あんかけ豆腐である、豆腐の片に味を附けた葛汁をかけて賣つて居る。

2　粱粉(リヤンフエン)

綠豆粉にて造つた寒天様のもの—我國の白玉の如きもの—此を水に浸しをき適當の冷さになつたとき水より出し、辛(カラシ)、大根片等を附けて食べる。之も皿の大小により銅貨三枚、四枚、五枚等一定して居ない、晩春より夏、初秋にかけての食物である。

3　糖果兒(タンクオル)—李(すもも)を用ふると李果兒と云ふ—

四季の果實又は芋等を飴で煮て竹の串に團子の様に刺したものである。

4　落花生(ラアホアシヨン)

戸外勞働者はその仕事の相間々々に落花生を好んで食する、落花生も皮つきの方を多く好む様である。

瓜子兒(クァヅル)—西瓜子兒(シイクァヅル)、南瓜子兒(ナンクァヅル)は餘り食べない。

5　塊糖(クワイタン)

飴玉類の總稱である。

6　皮糖(ピイタン)

薄い片になつた飴、彼等勞働者の糖分の大部分は塊糖、皮糖、又は駄菓子類によつて補給せられて居る。

7　其他の糖類、即ち駄菓子。

8　粽子(ツォンヅ)

日本のちまきである、晩春より初夏にかけ、即ち端午節を中心として市場に散見する、之に小量の砂糖を添へて賣つて居る。

9　湯元(タンユワン)—元宵(ユワンシァオ)—

米の粉にて造つた團子の中に餡や砂糖、青梅の砂糖漬片等を入れ、之を熱湯で煮て碗に盛つて出す、これを一名元宵とも云ふ、即ち元宵節(一月十五日)に食べる食物である、故に冬季を中心として一般に愛食せられる。

10　其他時好により種々の鮮果を食するが、鮮果舖で販賣して居る様な上等のものではなく、半分腐りかゝつたもの又は古いものを露天の店で求める。

バナヽの古く黑くなつたもの、林檎、蜜柑の半分傷いたもの等は銅貨一二枚位より多くも十枚を出る事がない。

果實の外、大根、芋、人蔘等を生のまゝ賣つて居る、更に又夏季になると、糖桿子—砂糖蜀黍の莖—を好んで嚙む、之は主に渇を醫す爲に飲料の如くに用ひられる。

以上は大連市内の各所について調べたものであるが、滿洲各地共共通と見て差支へない、唯北方人と南方人との間には味のつけ方などに於て多少の差がある。

（註） 大連市中に於ける下層中國人の飲食物調四頁—一四頁

第四節　飲食物の營養價値

山東方面の農村にありては主食物は殆んど高粱乃至粟に限られて居る、滿洲人の中でも土木建築の手傳人夫であるとか、雜役苦力などの多くは高粱飯若くは包米——玉蜀黍——の粉を材料としたものを主食物として居る。

滿支人勞働者の中では麥粉や白米は最上食とされて居る、そして山東方面から勞働者の募集をなす場合、滿洲へ行けば麥粉の饅頭を食はせてやると云ふことが募集上有利な條件である、と一般勞働管理者はいつて居る。

この麥粉の饅頭を食ふか否かは一に收入の如何に支配されるのではあるが、直隷省出身者殊に天津出身の「脚行」即ち仲仕勞働者の一團の如き恰も江戸ッ子氣分と云つたやうな性格を多分に有し、麥粉を主食とすると云ふことを一つの誇りとさへ感じ、收入の少い時でも何とかやり繰りをして主食物丈けは麥粉を缺かさないと云ふやうな勞働者もある。この種の勞働者に對し「君等は高粱米を食べて居るか」などゝ問へば、言下に「高粱なんか食べて居るものか」と否定する、然し收入が減じ愈々行き詰つて來ればそんな贅澤なことは云つて居られなくなるのは云ふ迄もない。

滿支人勞働者の食物は主食物の內容如何に依り、便宜一等食から五等食迄に區別する事が出來る。卽ち、

一　等　食　　白麵と大米の混合食

二　等　食　　白麵と包米の混合食

三　等　食　　白麵と高粱米の混合食
四　等　食　　包米と高粱米の混合食
五　等　食　　高　粱　米　食

備考
○白麵とは麥粉のことであつて、普通二等品と三等品若くは二等品と四等品の混合麵を用ひる、白麵を材料として造られる食物としては既に記述した如く、包子、餃子、麵、其他種々雜多なものがあるが、勞働者の一般に用ふるものとしては、饅頭(餑々)――支那式の蒸パンで餡を入れないもの――である。
○包米とは玉蜀黍のことで、これは窩頭と云つて包米の粉を饅頭と同樣に蒸したもの、俗に包米饅頭と云ふのはこれである。又は精子と云つて、包米を白米大に碎きたるものを煮いたもの等にして食ふ。
○高粱は白米と同じやうに煮いて食ふ。
○大米とは白米のことで、一般に二、三等の滿洲米を用ひる。

然し假令一等食にしても、三食共右に記したやうな內容のもの許り食ふことは稀である。大連埠頭荷役苦力は一箇年を通じ主食物は白麵の饅頭であるが、これは彼等を直接管理して居る福昌華工株式會社の一つの誇りとして居る所である、普通一般としては收入の多い時期、卽ち體力の消耗の程度が高い時期には佳いものを攝り、收入が尠くなれば主食物の質を下げるのが通例である。

次に滿洲人勞働者の一人平均の食量は何の位かと云ふに、これは勞働の種類卽ち體力消耗の程度其他に依つて多少の差は伴ふも、麥粉のみを主食とする者は、一人一箇月平均消費量は日本斤にして六十五斤乃至七十斤と見られて居る。これは福昌華工株式會社の當事者が云つて居る所の日本斤にして四十斤ある麥粉一袋の一人平均消費日數が二十二日であると云ふのと、結果に於て殆んど一致して居る。又高粱米のみを主食物として居る者は一人一箇月、日本桝

にして二斗を要するのが普通である。

今二十五名乃至三十五名の貨物積卸苦力が一團となつて共同炊事を營んで居る箇所につき、實績を通して見たる食事材料の一人一箇月平均消費量と所要金額とを調べて見る。

荷役苦力一人一箇月平均所要食物調

品名	一箇年共同消費數	一箇年共同經費	一人一箇月平均所要量	一人一箇月平均所要金額
麥粉	二三、八四〇斤	一、〇八九・六五	三五・九一	一・八二七
包米	五、一四七升	一五五・八七	一三・三五	〇・四〇四
高粱米	九七二	一〇七・八八	一・五二	〇・二八〇
小豆	九七〇	一五・七一	一・五二	〇・〇四一
鹽漬物	八八一斤	六〇・九七	一・二九	〇・一五八
鹽	三五一	二二・八四	〇・九一	〇・〇五九
面城	三九五	二七・二一	一・〇二	〇・〇七一
野菜	三、二六九	二七・七八	八・四八	〇・〇七二
豆油	三三	四・八五	〇・〇九	〇・〇一三
香油	四	一・四六	〇・〇一	〇・〇〇四
上食	—	一二二・八三	—	〇・二九三
計	—	一、六二七・〇五	—	四・二二二

〇本表は滿鐵鐵嶺驛に於て調査せるものにて昭和五年一箇年間の實績である。
〇右期間内に於て共同食事を攝りたる總延人員は一一、五六二名となつて居る。
〇經費の單位は邦貨の圓である。
〇上食とは特別料理の意味であつて正月や、仲秋節等に食せしもの。

○面城とは饅頭を拵へる場合に用ひるもので曹達の一種である。

最近の調査に依れば、主食物として麥粉を攝る場合と、高粱米を用ひるとに依り、一人一箇月邦貨にして約一圓内外の差の生ずる事が認められた。大體仕事が少くなり收入の減じた場合には粗食に甘んずる事を餘儀なくされるが、體力を多く費す場合にはカロリー量の多く、しかも消化時間が比較的永くかゝる食物が必要とされる、この意味に於て高粱米と麥粉の饅頭との利害得失の科學的研究が必要となつて來る。

吾々は今日迄單に支那人勞働者の生活費が安値であると云ふ數字のみを知つて、下級勞働者間に攝られつゝある食物の榮養價値を科學的に調べた結果を知らなかつた。所が滿鐵衞生研究所の柴藤醫學博士が比較的下級に屬する滿洲人勞働者の主食物の榮養價値に關する科學的調査の結果を、先年發表された。（註一）今この中より品名、百瓦の中に含まれて居るカロリー量、及び百カロリーに對する値段を轉載するに、

品名	百瓦のカロリー量	百カロリーに對する値段（錢）
糖火燒	三一二・九	○・八六
燒餅	三一三・四	○・六八
包子	一六三・三	一・三九
餃子	一三八・八	○・四八
湯麵	七三・五	○・七七
高粱稀飯	四四・五	○・三三
大米乾飯	一一八・四	○・四六
大米稀飯	五四・○	○・四四
小米粥	三五・三	○・六三
日本の米飯	一四五・○	○・五五

品名	百瓦のカロリー量	百カロリーに對する値段（錢）
白麵饅頭	二三九・四	○・三三
包米饅頭	二○八・六	○・三○
油餅	二四七・○	○・三三
尖餅	三二○・三	○・二○
餅子	二○六・五	○・三一
鍋餅	二六五・○	○・三○
包米鍋餅	二二八・六	—
糖餅	二四九・八	○・二六
鍋餅角	二六○・六	○・三三

滿支人の勞働者と云つても、小米(粟)粥などを主食として居る者は、ルンペン階級に屬する者であるが、仲仕勞働者卽ち「脚行」は、不熟練勞働者の中では相當上級の者である事を人も認め、又自らも信じて居る。從つて食事の內容なども可成り贅澤なものを用ひて居る。曾て黃子明氏が、滿洲文化協會の講堂で支那の衣食住に關する講演をしたことがあつたが、其時氏は「日本の方は苦力の食物は惡い惡いと云ふけれ共、日本の百姓が澤庵の一菜で御茶漬けを食べるのに比ぶれば、榮養價値上から見て、苦力の食物は必ずしも劣るものではない」といふ意味のことを云つたが、この言葉の中には相當味ふべきものがあると思はれる。倘滿洲事變以來滿蒙に對する內地一般人士殊に疲弊困憊せる農民の滿蒙移民熱は熾烈となつて來たが、これに伴ひ最も重要視されてゐる食料問題につき滿洲醫大の阿武博士は昨夏以來研究を重ねて來た處、昨年十二月十日漸くその自信ある結果を發表するに至つた。(註二)

その研究によれば農業の移民は滿洲人と殆んど同樣な食物を攝取せねばならぬし、價額等も充分考慮し滿洲人の常食と同樣な材料を用ひて北大營の國民高等學校生徒四十名につき實驗した、その結果一日三食の諸食料原料は平均十錢から十二錢位、朝食は粟、うどん粉の飯、中食は高粱飯、夕食は玉蜀黍、うどん粉で四箇月の實驗で體重には變化なく寧ろ增加してゐる。

右の食物を原料として四十餘名の吸收榮養率は

蛋白質七〇%、脂肪八二%、含水炭素九九%、灰類七七%、全カロリー九二%

內地農民榮養率

蛋白質八四%、脂肪七七%、含水炭素九九%

で內地農民の榮養吸收量より效果的であるが、窒素一日三瓦、消化されぬ窒素がマイナスとなることがある、しかし

これは混食物で補充アミノ酸の心配はない、又一般滿洲人の所要カロリー量及一日の食費は蛋白質五八〇カロリー、全カロリー四九〇〇、價格十二錢、勞働者は蛋白質五三〇カロリー、全カロリー四九〇五價格三十九錢、軍人は蛋白質四九〇カロリー、全カロリー三九〇〇、價格十七錢半、學生蛋白質五五〇カロリー、全カロリー三九〇〇、價格四十六錢、官吏蛋白質三五〇カロリー、全カロリー二二三〇、價格二十五錢となつて居る。

（註一）昭和五年十月號滿蒙所載紫藤氏論文。

（註二）昭和七年十二號滿日調査通報三七頁。

第五節　衣服及び身廻品

滿支人勞働者の衣服は至つて粗末で一着あれば數年の用に足り、しかも最初から新らしいものを需めるのは相當金廻りのよいものゝみである、吾々の見る所に依れば直隷省の出身者は山東省生れの者よりも服裝が整つて居るやうに感じられる、山東出身の勞働者は着替へを持つて居る者などは比較的尠いが、天津方面から來た者の中には、作業服と外出用の服とを區別して居る者が多い。

これは何處でもさうであるが、殊に山東出の多い苦力宿舍へ行つて見ると必ず「縫婦（フォンフ）」と云つて、勞働者の着物を繕つて歩く女を見受ける。

次に彼等の被服身廻品としては、何んな種類のものを必要とされるか、其の年所要額は何程であるかは次表に示すが如くである。この表は奉天驛の鐵道荷役苦力につき取調べたものゝ一つである。この種の調査は記錄されたものが

ないから常に彼等の生活の內面に觸れ調査をなしたる後、推定を下すより外に途がないため、調査が甚だ困難である、從て實際とは多少の相違があるのは蓋し止むを得ない。

奉天驛荷役苦力の衣服身廻品調

品名	價格	命數	一ケ年の消費額	備考
外出用夏衣服一式	九.二七円	四	二.三二円	
作業用夏衣服	二.〇一	一	四.〇四	年二着
外出用冬衣服	一三.〇九	一〇	一.三一	
作業用冬衣服	一二.五九	二	六.三〇	
夜具一式	一五.一三	五	三.〇三	
雨衣	一.八〇	一	一.八〇	
腰帶子	一.八〇	一	一.八〇	
頭巾	〇.八四	一	〇.八四	
冬作業帽	〇.八〇	三	〇.二七	
冬外出帽	二.五〇	三	〇.八三	
腿帶子	〇.二〇	一	〇.二〇	
靴下	〇.二五	一	一.五〇	六足
作業靴	一.〇〇	一	七.〇〇	七足
鞋	一.二〇	一	二.四〇	二足
包腿套	〇.四九	一	〇.四九	
作業用夏帽子	〇.五〇	一	〇.五〇	
外出用夏帽子	一.〇〇	二	〇.五〇	
夏シャツ	〇.四〇	一	〇.八〇	二着

多シャツ	一・〇〇	ー	二・〇〇	二着
合計			三七・九三	
一日平均			〇・一〇	

第六節 苦力の趣味

滿支人の勞働者には無學の者が多い、昭和六年六月關東廳に於て實施せる州內及滿鐵沿線に於ける勞働調査の結果に依ると、滿洲人勞働者の讀書力に關し次の如き數字が現れて居る。(註)

種別	總數	能	不能	總數	能	不能
礦山勞働者	三五、七一二	九、六〇一	二六、一一一	一〇〇・〇	二六・九	七三・一
工場勞働者	四五、二二六	一四、六一二	三〇、六一四	一〇〇・〇	三二・三	六七・七

大連埠頭事務所に於ては曾て約六百餘名の苦力を常備して居つたが、これに對し每月末に支拂ふ賃銀の受領印が同一人であり乍ら、前月押捺したものと其月の分と全く相違して居たので其理由を取調べた處が、本人は自分の名前だけは知つて居るが無論書く事も讀むことも出來ない、で、同所へ雇はれてから賃銀は本人の受領印がなければ支給しないと云はれたので、早速版屋へ註文はしたものゝ、文字を解し得ないから、版屋では詮方なく發音で適宜當て字を拵へ刻り上げたが、それを紛失したので、更に別な版屋へ註文し、同樣な方法で拵へて來た、所が二箇所の當て字が同一でなかつたと云ふのみで、別に不正手段ではなかつた事が判明されたから拂渡しをしたさうである。

こんな有樣であるから彼等の趣味なども低級であることは勿論である。趣味、娛樂としては看戲(カンシ)、碁盤(チイパン)、喫烟、賭博、入浴、小鳥の飼養などである。入浴を娛樂の中に入れるのは一見不可思議であるが、完全な宿舍には實費、又は無料にて入浴の出來る設備を施した所もあるが、さうでない所に居るものは一年の間にホンの數へる程しか入浴しな

い。そして彼等は吾々が溫泉旅行でもするやうな氣分で入浴するのであつて短くて二、三時間普通は半日位を入浴のために費すのである。そして一般に汚落しのためには冷水を用ひて居る。煙草はニコチンの多い紙臭いもので十本入銅錢三、四錢のものが多く喫はれる、勞働者向として造られたもので「老頭牌」十本入小洋三錢、「大實」十本入小洋四錢などがそれである。勞働者街だとか宿舍から作業場へ行く途中などには冬は風當り少い所、夏は日蔭で煙草を一本賣にして居るが、これが又非常に賣れる二本が銅錢一錢位である。

賭博は實に旺んなものである、賃銀を貰つた日から二、三日はこれがために缺勤するものが少くない、だから企業主も考へたもので急を要する仕事のある場合などには支拂日を延期する事さへもある。この賭博も日本人の自由勞働者などは電車の番號を見て偶數、奇數の關係から勝敗を決するとか、二人して道を歩き乍ら十人すれ違ふ人の中に女が何人あるかとか云ふ樣な樣々な方法が行はれると聞いて居るが、支那人の勞働者の間には紙牌、竹牌、牌九などが最も多く行はれて居る。又銅錢を一箇地面に置き、其周圍に圓を畫き一定の距離、普通六、七尺位の所に立つて各自の銅錢を投げ合ひ最初おいた銅錢に最も近い圓の中に投げた者が勝つと云ふ方法はよく見受けられるものゝ一つである。賭博が盛んに行はれるのは彼等の生活が單調である事の反面を描寫して居るものであつて生活の環境上自然射倖心が高まつて行く事は、蓋し自然の現象ではある。小鳥を愛すると云へば何だか生活に餘裕があるやうに思はれるが元來滿支人は鳥を飼ふ事が非常に巧妙である、野生的の鳥を人に馴れるやうに仕込んで行くあたりは餘程氣長でなければ出來ない。吾々の樣に時間が惜しいとか何とか云ふ樣な者には到底出來ない。そして荷役苦力などにしても朝仕事に行く時に鳥籠を下げて行くあたりは實にのんびりしたものである。

（註）關東廳勞働統計書三三頁、五七頁。

大連市では寺兒溝電車終點附近、石道街、西崗子の一部、撫順では觀樂園附近などは勞働者に依つて終日埋れて居るの觀がある、事實純然たる勞働者街である。

第七節　勞働者街所見

勞働市場の附近だとか宿舍の附近などには種々雜多の飮食店、雜貨、身廻品などの店が向ふのアカシヤの下や、彼方の電柱の側などに天秤棒で擔いで來た古い二つの籠を臺にして獨得の屋臺店を披げて黃色い甲高い聲を張り上げて客を招んで居る。

斯う云ふ所にはきつと「梨高」と云つて、棗に似た酸味のある果物を五つ六つ竹の串に刺して砂糖で煮たものを、大きな藁筵一面に刺して賣つて步いて居るが、砂塵のためにこの果物の赤い色が褪めたやうに見へるものをいかにも美味さうに食べて居る。滿支人の下級勞働者の身にはバクテリアが這入つてもバクテリアの方が殺されて仕舞ふと誰かゞ云つたが、事實健康其のものゝ樣に見受けられる。

眞夏の晝ポプラの木蔭の邊りで賣つて居るヒラメや名も知らない小魚をフライにしたものなどを見ると、金蠅や銀蠅が眞黑にたかつて居るのには思はず身振ひのする事があるが、誰もそれを追ひ拂はうとするものはない、そして多少餘分の收入にありついた勞働者にとつては、それを肴にして一杯の高粱酒に喉を濕らす事は實に貴い慰めである。

下級の滿支人はよく梨の黑くなつて半分腐つたやうなものを買ふが、食べて居る者に云はすれば新鮮な梨よりも其方が梨としての眞味があると負け惜しみでもなさゝうな口吻をもらして居る。

夏の日長の頃、勞働者街へ行つて見ると簡單な「移動式見せ物」の周圍には無聊に苦しむ勞働者が群をなして集つて

居る。近づいて見ると、吾々が少年時代村の氏神樣の祭日に緣日師の持つて來た「ノゾキ」の樣なものを大男が銅錢一つ二つの見料を拂つて小さいレンズに全身の視力を注いで覗いて居り、周圍の者は說明者の能辯に聞き惚れて居るのであつた。自分はあの四十男が感激に打たれ乍ら何十回繰り返したか知れない所の說明を聽いて感心して居る樣子を見て、少しも邪氣のない寧ろ愛らしいものであると云ふ感に打たれたのであつた。

彼等の生活は實に簡單である。普通包米の粉に少量のメリケン粉を混ぜて造つた所謂包米饅頭だとか尖餅などを主食とし――饅頭一箇國幣一錢五厘から二錢位それを一回に三箇か多くて四箇を食す――副食物としてはモヤシと菜葉の煮たものだとか漬大根に大豆の鹽煮などを添へ、舌皷を打つては何等の倦怠の色もなく働いて居るが何と云つても彼等の天下は春から夏へかけてゞある。アカシヤの下で煉瓦の一片を枕にして敝衣の破れ目から肌近くに蟻が這入り込んだ事などには一向頓着なく、高鼾で故山の夢を結んだり、貨物倉庫の日蔭にある鐵路を枕にして大の字になつて寢て居る所などは太平無事な境地である。

彼等にはパンの問題以外には何の慾望もない、否慾望を持つ經濟的な餘裕がない、彼等の全神經は唯如何にして食ふべきかと云ふ點に集中されて居る、だが然し哲人でない限り、性の慾求も起らずには居ない。大體支那人の間に於ける遊興の方法には「開盤子(カンパンツ)」、「明局(ミンチユイ)」、「住局(チユウチユイ)」、「落部(ラアプ)」、「叫條子(チヤオティアオツ)」などの種類があるが、勞働者としては落部、住局乃至は開盤子が積の山であつて、明局などを爲す經濟的の餘裕は持つて居ない、そして遊興費などは所に依り等級に依り相違はあるも大體大洋銀の二、三十錢乃至一圓である。

第五章　生　活　費

第一節　概　説

滿洲に於ける苦力の生活費についての記述をする前に、苦力の鄕里である所の山東、直隷省方面に於ける農民の生活狀態について一應考察を爲して置く必要がある。

『眞白い麵馬の尾のやうな干大根、食物丈けの仕事だよ、食はせなきや怠るだけよ、誰の仕事が出來ないか御覽じろ』（昭和二年十一月號北京滿鐵月報より）

山東方面の農業勞働者は食事は主人持ちて、賃銀は主として年定め――長工の場合――であるが其額は極めて僅少なものである。そして短工――臨時傭入れ――などは殆んど食事を供せられるだけと云つてもよい程で、しかも其食事と云ふのも、普通は粟飯が主食物で白麵の饅頭などは三節の場合に限られてゐる。然しこれら農業勞働者と雇主との關係は雇傭關係ではあるが、一般雇主と勞働者との間に於けるが如く、單に經濟的關係卽ち賃銀のみに依つて結合されて居るものではなく、寧ろ家族の一員と見た方がより適切であり、祭日などには休業し、主人と酒食を共にし、新らしい手拭一本を惠まれて滿足すると云つた程度の極めて純潔なものである。

それでは彼等農民の生活費は幾何を要するか、民國十六年八月の晨報に其一實例が揭載され、これが昭和二年十一月號の北京滿鐵月報に譯載されて居るが、右に依れば一人一箇年の最低生活費は銀の五十一元八十錢、一箇月四元三十錢、これを一日平均とせば僅かに十五錢に滿たないものとなる、地方農村に於ける生活費は五六年の經過に依つて甚だしき變化を來すものでない、故に現在も右と大差ないものと見て差支へなからう。

直隷省定縣農民一人一ヶ年間最低生活費

品名	金額	備考
粟　三六斗	元 仙 四三・二〇	
粗布　三四	三・六〇	粗布一四一元二角にて着物一着を作り得
菜	二・〇〇	
燃料、雜費	三・〇〇	
計	五一・八〇	

然し右は平和な生活をなして居る場合の一例であるが、一朝災害に遭遇し或は兵禍に災ひされた場合には全く住むに家なく、食ふに糧なき狀態となる。調査書山東避難民記實第四七頁に記された所に依れば、

彼等は生活に安定なく生命財產の保護もなく、日夜恐怖觀念に驅はれながら、或時は土匪の襲擊から逃れて幾日かを村人と共に山中に暮し、或時は家族と共に親戚の家に避難し、或時は省內の比較的平穩且つ作柄の良い地方に浪々として討飯に行き、或時は他地に娘を賣つて生活の資に當てる等、陰慘生活の限りを盡したのであつた、食糧がだん〳〵缺乏し生活が益々困難して來る時、先づ第一に考へ浮ぶことは家族の口數を尠くすることで、定婚の娘は急ぎ婚家に屆け、子無くて童養媳を欲する者には喜んで之を與へるのであつた。

以上文獻を通して見たる山東省方面の一般農民の生活狀態と、以下記す滿洲人勞働者の生活內容とを比較せば、其間雲泥の差のあることが認められやう。

第二節　實績

(1) 農業勞働者の生活費

關東州內普蘭店民政署に在りては曾て昭和五年一箇間に於ける管內の農家經濟に關する各種の調査を爲せるが、其中五戶の滿洲人農業勞働者につき其の生計費を取調べたる所に依れば、一戶當り一箇年平均所要額は小洋錢一八一圓八十錢となつて居る、今これが各費目別の百分率を見るに、

第一生活費計	九四・一	教育費	〇・四
住居費	〇・五	交際費	一・八
食費計	六七・〇	嗜好費	二・四
主食物費	五六・〇	娯樂費	〇・四
副食物費	一一・〇	保健衞生費	〇・二
被服費	一一・〇	祭祀費	〇・九
光熱費	一一・〇	雜費	〇・四
什器費	〇・二	合計	一〇〇・〇
第二生活費計	五・九		

となつて居り食物費は六七％即ち全生活費の大部分を占めて居る。（註一）

(2) 奉天驛荷役苦力の生活費

昭和七年一箇年の實績を基礎として調査せる滿鐵線奉天驛の鐵道貨物積卸苦力中、本作業班苦力の一人一日平均生活費は滿洲國々幣の六五錢五厘となつて居る、今これが内容を（一）共同出費、（二）個人出費に分ち以下詳述する。

(一) 共同出費

奉天驛の荷役苦力も他の主要驛のそれと同じく山東、河北方面よりの單身出稼人であり、從つて請負人が自ら設けた苦力宿舍に收容されて居る、そして第一生活費の中住と食とは其の宿舍に居住し共に食事を攝つて居る苦力が各自分擔し稼高の中より支出し合つて居る、つまり玆に謂ふ共同出費とは生活費支辨の形式を表はした所の名稱である。

先づ最初に共同生活を營んだ苦力の延人員を月別に示せば

月次	人員	月次	人員
一月	三、二五五	二月	三、一三〇

三月	四、〇〇四	九月	三、六一〇
四月	四、一五六	十月	四、三五九
五月	四、三二一	十一月	五、二四三
六月	三、八三七	十二月	六、八九五
七月	三、八五五	計	五〇、七四〇
八月	三、八七五		

一箇月平均人員は四、二二八名であり一日平均の實人員は一四一名となる。

この一四一名の苦力が一箇年間に消費した食物費の總額は六、七四一、九七圓に達して居る、今これを各品名別に表示すれば、

主食物		正月用肉類	二〇二・三五
麥粉	三、七八二・五七	計	三三八・二三
大米	二、四一一・二〇	調味嗜好料	
計	六、一九三・七七	鹽	一一〇・九四
副食物		豆油	三六・六五
元豆	二七・四〇	香油	二三・六一
白菜	三四・二八	醬油	二・八〇
鹹菜	六三・九〇	面醬	一九・〇〇
干粉	一・〇〇	花椒大料	・六八
大葱	・四〇	面鹹	一六・二九
腐乳(醬豆腐)	一・五〇	計	二〇九・九七
大豆	七・四〇	合計	六七四一・九七

となり、この主食物、副食物、調味料を夫々百分率を以て示せば、

主食物	九一・九	調味料	三・一
副食物	五・〇	計	一〇〇・〇

となる。

次に住居費であるが、この驛の請負人である所の國際運輸株式會社では驛の近くに萬餘の金を投じて理想的な苦力宿舍を建て此處に全員を收容せしめて居り、個々の苦力より取り立てる宿舍費（家賃）はほんの名目だけに過ぎず、大部分は同社に於て荷役苦力管理費として別途に處理して居る、この家賃の實費を個々の苦力に轉稼することの出來ない理由は收容人員が季節に依り甚だしき增減を來すからである、これを例を引いて示せば、三〇〇名を收容し得る宿舍があるとして、この家賃の月額を四五〇圓とし、丁度三〇〇名の苦力を保養して居る時は各人より一箇月一圓五〇錢宛徵收すればよいが、閑散期に至り在籍苦力が一〇〇名に減じた場合のことを考ふるに一人一箇月につき四圓五〇錢宛を負擔しなければならないことになり、しかも顏振れが變る爲め、其間甚だしい矛盾が生ずるからである。

従つて住居費なるものの內容は次に記す如く煖房及び炊事用の石炭代が大部分を占めて居る。

家賃	八二三・七八	小孩給料	四五〇・〇〇
網戸及止釘	三・七〇	更夫給料	三二四・〇〇
生石灰	三・三〇	炊事用具	一六〇・七七
石炭	一、六二一・二〇	合計	二、五七二・七五
炊事夫給料	一八六・〇〇		

更に其他雜費について見るに、

理髮師給料	三一三・〇〇	運搬馬車賃	一一四・二五
文具品	一七・六九	煙突掃除費	七・七〇

其他	二八・二九	合計	四八〇・九三

理髪師は彼等が共同の經費に於て雇入れて置き適宜次から次の者へと循環的に理髪するのである、斯ういふ方法は相當大きな集團でなければやつて行かれない、小さい集團では理髪費などは當然個人出費となるものである。

以上記した共同出費の一人一日平均額を費目別に一表に示せば、

食物費	〇・一三三	住居費	〇・〇七〇
主食物費	〇・一二二	其他	〇・〇一〇
副食物費	〇・〇〇七	計	〇・二一三
調味嗜好料	〇・〇〇四		

二一錢三厘となる。

（二）個人出費

被服費	一人一日平均	一〇錢四厘	（第六三頁參照）
雜費	同	三三錢八厘	

（三）全生活費

以上述べた所を綜合すれば、（單位厘）

費目	共同出費	個人出費	計
食物費	一三三	―	一三三
住居費	七〇	―	七〇
被服費	―	一〇四	一〇四
其他	一〇	三三八	三四八
合計	二一三	四四二	六五五

六五錢五厘となり更にこれを百分率を以て表はせば、

食物費	一〇	其他	五四
住居費	一一	計	一〇〇
被服費	一五		

其他が五四%とは稍々大なる如く感じらるゝも前表に記せし如くこの中には第三生活費に相當する衞生費、醫療費交際費、乃至、第三生活費たる享樂費等が含まれて居り、國許送金貯蓄金等も亦この中にあるからである。(註二)

(3)　大連埠頭荷役苦力の生活費

大連埠頭の荷役作業を一手に請負つて居る所の福昌華工株式會社が、今年一月陸上荷役苦力——同社にありては作業の性質に基き同社直轄の苦力を船舶荷役苦力、石炭荷役苦力及び陸上荷役苦力の三種に區別して居る——につき其の生計費調査を爲した處、一人一日平均所要額は小洋銀の六十二錢四厘となつた、今これを費目及び經費負擔の形式別に表示すれば次の如くになる。(註三)

費目	共同出費	個人出費	計
食物費	二八・二	—	二八・二
住居費	一・一	—	一・一
被服費	—	一三・五	一三・五
衞生費	—	一・〇	一・〇
其他	四・九	一三・七	一三・七
計	三四・二	二八・二	六二・四

共同出費個人出費の意味は前述の奉天驛に於ける荷役苦力のそれと同一であるから繰返へし説明する必要はないが右の數字が如何にして算出されたるかにつき簡單な説明を加へる。

一月中に共同食事を攝れる者の延人員は二四、三六六名であつて、この經費總額は小洋銀の八、三二三・二五圓となつて居る今これが細別を爲せば

費目	所要月額	費目	所要月額
主食物	五、〇五四・四七円	其他	一、一八三・七二
副食物	一、五五六・〇九	計	八、三二三・二五
調味嗜好	二六〇・九五	一日一人當り	〇・三四
住居費	二六八・〇二		

となる。

尚同社の苦力は麥粉の饅頭を主食として居るため、共同出費額中の六〇%は麥粉代に相當することゝなる、更に前表各費目に屬する品種を詳記すれば、

一、主食物

麥粉、大米、小米、吉豆、(麥粉代は九八%を占む)

二、副食物

粉條、豆腐、鹹菜、白菜、蘿蔔、菠菜、葱蒜、猪肉、魚

三、調味嗜好

食鹽、面鹹、豆油、香油、醬油、面醬、醋、茶

四、雜費

炊事夫給料、書記給料、石炭代、水代、電燈料、食器代、家具代、文具費其他

五、居　住　費

家　賃

となる。尙同社の宿舍たる碧山莊の內部には同社直轄の賣店があり、主食物は補助主義を採り麥粉の如きは、二十年來一袋小洋銀の二圓八十五錢にて販賣して居る、又同所には日用品を一通り備へてあり實費主義にて販賣して居る。故に共同出費類を市價として見れば前記の如く三十四錢二厘となるも、實際は個々の苦力からは一日小洋銀の二十四錢五厘を取り立てゝ居るに過ぎない、つまり一日平均九錢七厘を同社は苦力の生活補助、卽ち苦力の管理費として別途に支出して居る理である。

次に個人出費の內容を詳記すれば次の如くになる。

一、衣　　類

布衫兒、大褂子、袷襖、綿襖、綿袍、單褲、袷褲、綿褲、巾身兒、汗衫兒、衞生衣

作業の性質上損傷甚だしく一枚を二年間も着用すること殆んど無く、且つ更衣季には大部分質入して他の用向きに振當てゝゐるのである。

二、身　廻　品

襪子、洋襪子、脚布、腿帶子、頭布、手套、帽子、夜具、支那鞋、膠皮鞋、膠皮、襪子

全費用の四〇％は鞋代に使用してゐる。

三、衞　生　費

理髮、石鹼、タオル、齒ブラシ、齒磨粉、藥代（漢藥）會社にて療養所を設け公傷は勿論一般病者に對しても無料

にて施術施藥をしてゐるため醫藥の費用は皆無と云つてもよい位である。

四、嗜好娛樂費

酒、煙草、看戲、入浴、間食、交際費、遊興費、酒煙草代が全額の六〇%を占めてゐる。

五、雜費

交通費、通信費、衣服修繕費

(4) 土建勞働者一箇月平均生活費

費目／地方別	食物費 小洋銀	食物費 %	住居費 小洋銀	住居費 %	衣服費 小洋銀	衣服費 %	雜費 小洋銀	雜費 %	計 小洋銀	計 %	金對小洋銀相場	邦貨に換算せる一箇月分經費
大連	九,六七八	六四	八八〇	六	一,三三七	八	三,三四八	二二	一五,一三三	100	二,〇〇〇	七,五六六
鞍山	九,一三六	六三	一,三三七	九	一,一九二	八	二,九六四	二〇	一四,六一九	100	一,九八〇	七,三八四
奉天	七,七八三	五五	一,六九二	一三	一,三五三	九	三,四二三	二四	一四,二五〇	100	一,九五〇	七,三〇八
鐵嶺	八,一三九	六四	七三九	六	一,〇三一	八	二,八一三	二二	一三,七一一	100	一,八二〇	六,九八四
新京	六,七三九	五八	一,一八四	一〇	八四六	七	二,八六一	二五	一一,六二八	100	一,八一〇	六,四二四
安東	九,四四五	六五	八五八	六	一,一九七	八	三,一四〇	二一	一四,六四〇	100	一,八四〇	七,九五七

〇右は昭和五年十一月號の滿洲土木建築協會雜誌に掲載されたるものにして、同協會が同年八月各支部と協力し獨身者につき調査をなせるものゝ結果である。

〇小洋銀の流通しない地方の分は土貨を小洋銀に換算せるものである。

(5) 大連某機械工場職工一箇年平均生活費（單位金圓）

費目	金額	%	費目	金額	%
食費	二四・〇九	五二・一〇	住居費	七・九四	一七・一七

被服費	四・四八	九・六九	計	四六・二四	一〇〇・〇〇
其他	九・七三	二一・〇四			

右は昭和四年八月より五年七月に至る一箇年につき一四〇世帯の生活費を調査しこの中より最低給と目すべき十九世帯の生活費の平均を示せるものである。

（註一）普蘭店民政署調査、管内支那人農家經濟一八一頁―一八六頁。
（註二）經濟調査會發行勞務時報第四六號。
（註三）同第四五號。

第六章　賃　銀

第一節　支拂通貨

滿洲人勞働者の賃金を研究するには、先づ第一に支拂通貨に就ての考察をしなければならない。邦人が滿洲に來て企業を創始するに當つて、第一に不便を感じたのは、勞銀を如何にして支拂ふかと云ふ問題であつた。最初は滿洲の個有通貨については餘り考慮せずに、概して日本人同樣即ち金建金拂制を實行して居たが、勞働者に取つてはそれが直ちに彼等の生活に則せず常に兩替の必要があり甚だ不便であつた。それでも當時は金百圓に對する小洋銀百三、四十圓と云ふが如き金對銀の相場が低下して居た時代であつたたから、これを銀に兩替した結果を見れば彼等が滿洲人に使はれて居た場合に比し、實收額が多少多くなると云ふ事が可成り永い間續いた爲め何等の不平が生じないのみか反つてこの支拂制度を喜んで居たものも少くなかつた、だが元來銀通貨に馴れて居る彼等に對し、金建金拂の賃銀制度を行ふ事は銀相場の變動に依る不時的損失を勞働者若くは事業主の何れかゞ受くる結果となり公正を期し難い、で

は、邦人企業家が滿洲人勞働者に對して賃銀支拂をなす場合採るべき方法に何んな種類があるかといふに、

一、金建金拂制

二、金建銀拂制

三、銀建銀拂制

四、銀建金拂制

の四種を擧ぐる事が出來る。

第一、金建金拂制が制度として實狀に適しないことについて具體的な例を擧げて考へて見るに、この制度は或ポイント以上に銀相場が昂騰を來した場合には、これが對策を樹つる迄の間に於ける危險を必然勞働者が負擔しなければならない。然し一面これと反對に銀相場が或ポイント以下に下落した場合には自然銀の實收賃銀に增加を來す事となり、滿洲人勞働者はこの制度を喜ぶ傾向となる、然し斯かる場合の彼等の喜悅は支拂制度其ものを喜ぶのでなしに、僥倖を感謝する念に過ぎないのである。而も其喜悅其感謝は眞の勞働者であるならば未だ恕すべきであるが、供給勞働者等に對しては兎角中間介在者の喜悅に過ぎない事を知る時、この制度の缺點は更に大なるものであることが判かる。

然し過去にありて其間の事情に精通しない邦人事業家は、邦人の勞銀は年々多少の高騰を來すのに、滿洲人のそれは少しも騰貴しないと安心して居たものが多かつたといふ。要するにこの制度は銀相場の下落の際にあつては中間介在者若くは勞働者の投機心を刺激するに過ぎず、騰貴の場合には銀の實收に減少を來すと云ふ結果となり、何れより見るも方策として當を得たものとは云はれない。現在に於ては一部の工場、官廳方面の定傭員等は金建金拂制であり

其他の勞働者にありては邦人が個人的に卯子工を雇入れた場合だとか、家庭に於てボーイとして定期使用するもの丶給料だとかゞ今尙金建金拂制で處理されて居る。このボーイにしても金建金拂制を採つて居る家庭の者は銀の騰貴した場合には働き振りが惡くなると云ふことをよく耳にする所である。

銀相場の下落した場合には銀の實收が增加すると云ふ事は今述べた處であるが、實際の態樣を見るとこの際喜ぶものは請負人の如き中間介在者であつて無智な苦力は相變らず銀の高價な時代與へられたと同額のものを支給される場合が多い、滿鐵創業當時撫順炭礦で斯ういふ實例があつた、卽ち

「支那人勞働者の賃銀は銀の金より高價なりし時に定めたるものにして、爾來銀の金よりも下落するに從ひ彼等は暗々裡に日給を增加せらるゝが如き(定傭苦力)恩典に浴せしのみならず――會社としては意味なき支出で當然節減し得らるべきものを支出して居る――臨時苦力の如きは金銀較差の利益を悉く供給請負人又は苦力頭に橫領せらるるの奇觀を呈したるを以て遂に支那人に對しては地方通貨を以て支辨するの必要を認むるに至れり」(註)

因に撫順炭坑に於て一般苦力に對し小洋建を實行せるは明治四十二年四月からである、そして金建金拂賃銀制を行つて居る箇所には右と同じやうな矛盾が今日尙現存されて居る。

然し撫順炭礦では今年四月から採炭苦力の賃銀は總て滿洲國通貨建同通貨拂に改正された。

第二、今日謂ふ所の合理的賃銀は、生活費を最低限度とし、最高限度を企業家の經濟と勞働者の體力に置きこの幅の內部に於て適宜上下すべきものだ、と云はれて居るが、斯かる理論は暫くおき、少くとも賃銀なるものは生活費を基準とし、世間竝の賃銀を考慮に入れて編み出さるべきものであると思ふ、從て賃銀は原則として生活貨幣を以つて建値とし又支拂をしなければならない、で、銀貨幣を以て生活費を支辨して居る滿洲人勞働者に對しては、假令支拂

は金貨幣銀貨幣の中何れに依るにしても建値を金とする事は不合理である、つまりこの制度は銀の日收額が不定であるから生活標準の建てやうがない、と云ふのは或日は四十錢の收入があつたのに次の日は同じ處で同一作業に從事して三十五錢の收入にしかならなかつたと云ふ樣な狀態に置かされるからである。しかも一面雇主としては銀拂とせば支拂の都度多額の銀を購入しなければならず、支拂事務も複雜化する結果必然經費が高まると云ふ不利が伴つて來る。

それで理論上から見れば第三の銀建銀拂制が最も合理的であると云ふことになるが實行が容易でない。だから現に滿鐵を始め一般に行はれて居る方法は第四の銀建金拂制である。勿論何を標準として換算するかは區々である、卽ち滿鐵會社に於ては、定傭員、臨時傭員、貨物積卸の苦力乃至供給苦力賃等は何れも會社指定の換算率を人爲的に造り出し、これに依り金に換算して支拂をなして居る。

在滿邦人の企業は大小幾多の種類がある、從つて勞働者の種類も多く賃銀の支拂方法にも各々任意の方法が行はれて居る。一定不變の制度を續行する所もあれば又一貫した個定的の支拂方法でなく、其時期の情勢を見て隨時變更を加へて行く向もある。例へば金銀相場が接近した場合、何れに依るも利害に大差ない時には支拂事務の便宜上金建金拂制を採り、銀相場の高價な際には銀建金拂制を實施すると云ふが如くに、然し何れにしても支拂の方途は以上記した四種の制度が中心となつて居る事に變りはない。

然し滿洲建國後の今日は滿洲人の勞銀は國幣建の國幣拂にするのが當然である、といふ聲が一段と高まり、既に撫順炭礦では一部從業員に對し實施して居り、滿鐵會社の滿洲人從業員一般にも近く改正を見んとして居る、そして近い將來は殆んど總てが國幣建國幣拂に統一されるであらう。

（註）明治四十二年七月刊行撫順炭礦二五〇頁。

次に賃銀の支拂回數であるが、元來文字通り其日暮しの勞働者に對するものゝ事であるから、出來得る限り勞働日と支拂日を接近せしめ勞働力の貸越をなくさなければならない、殊に最近消費組合運動が旺んになり元則として消費組合は現金賣とし、切り詰めた必需品をより安價にて購入せしめんとする主旨である以上、尙更支拂回數を增加する必要がある。

第二節　支拂回數

現に在滿邦人企業家の勞銀支拂の內容を見るに一箇月一回拂を最長とし二回、三回拂作業完了拂、週拂、日拂等の種類がある。作業完了拂と云ふのは多く工事關係の勞働者に對するもので一工事の完了後に支拂ふものである、然し斯かる場合にありては苦力頭が立替拂をなして居るのが普通である、尙又出働奬勵の意味から撫順炭礦に於ては工賃が二十工分に達すれば何時でも支拂をなすと云ふ方法を採つて居る、卽ち二十滿工制度がこれである、この制度に依れば賃銀支拂は殆んど每日あり支拂事務が繁雜するも、出働奬勵策としては極めて妙を得て居る。つまり二十工分の賃銀が積らなければ二箇月經やうが三箇月過ぎやうが一向支拂をしない。其代り精勤者は二箇月餘りの間に三回の賃銀支給を受けることもあり得る。

又鐵道貨物の積卸苦力に對しては旬拂ひ卽ち十日分を纒めて二三日後に支拂ふと云ふ方法を採つて居る。然し卯子工卽ち日傭勞働者は雇傭關係に變動が伴ふ爲多くは其日拂ひである。又中には卯子工に對して作業の終了後其場で賃銀引替劵を與へこれを持つて帳場に來たものには何時でも賃銀と引かへてやると云ふ方法を採つて居る箇所もある。

第三節　賃銀の前貸

賃銀の前貸は人身賣買であり人道上許容し得ないものと云はれて居るが、玆に云ふ前貸とは我國に於て過去に旺んに行はれ、現に餘弊のつきない人夫募集の場合の前貸などゝは趣を異にし、單なる小遣錢程度のものを前貸するのであつてこれは單に苦力頭對苦力間に任意行はるゝもので、事業主のタツチしない事になつて居る。そして中には前貸金が高まつて行つた結果連日勞働に服し、苦力頭から食はして丈けは貰へるが一錢の賃銀さへも支給を受けたことがないと云ふ樣なものも出て來る、そしてこの種の勞働者は結局働く事に全く興味を失ひ、其の苦力頭の許へ逃れて行くものもある、勞働移動の一因は實に玆に在る。

この前貸金は事業主より各苦力に直接賃銀の支拂を爲して居る所では支拂係と苦力頭との間に連絡を保ち支拂賃銀より控除するも、でない所即ち苦力頭の手を經て支拂はれる所では苦力頭が任意差引いて殘餘を與へて居る。

次にこれは前貸金とは稍性質が異るが、前に宿舍の說明の時に述べて置いた如く、多數の苦力を收容して居る宿舍には共保養苦力專門の賣店がある。殊に市街に遠き地域に建てられた工場宿舍などには共必要が更に大である、そこでは日用雜貨が一通り揃へてある、此處で必要品を求めんとする時には次に記す四種の購入方法の中何れかに依るのである。

一、現金買
二、事務所より豫め金票又は銀票の引替券を貰ひ受けて置きこれと引換に購入する
三、豫め各自に渡された傳票に依り求むるもの

四、一と二、又は一と三を併用するもの

一の現金買の制は必要品があつても現金のない者はどうしても苦力頭より賃銀の借受をしなければ買へない、又二と三とは賃銀の個人計算個人拂卽ち賃銀を事業主より直接個人個人に支拂をなすと云ふ制度を實行して居る箇所でなければ出來ない、そして傳票で賣るにしても引換券を與へるにしても支拂の證明がなければ絕對購入せしめない、支拂證明と云ふは支拂能力が有ると云ふ事の證明であつて、これは各作業現場監督員に於て爲す出働證明がそれである。

第四節　賃銀の分配

「勞銀の中間搾取」

現代の社會にこの制が公然而も正業として行はれる時、そして一面其日の糧にも窮して居る多くの勞働者のある事を知る時、そしてこの中間搾取を取り除いたならば各勞働者の賃銀が何パーセントかの增收となつて現れて行くことに思ひ至つたとき、誰かこの搾取の不合理を叫ばないものがあらう。

滿洲人勞働者の間には彼等特有の慣習があり、國民性の現れがある、そして吾々から見れば甚だ不合理の如くに見られる事も無智な勞働者にとつてはそれが極めて當然な事としか思はれない、それで彼等の陋習を破つて新制度を實行――苦力頭の手を經て集團的に支拂つて居た賃銀を事業主が直接個々の苦力に支拂ふやうに方策を具體化すると云ふが如き場合――するに當つては其過渡期に於て、彼等の幸福を增進せんとして設けた制度が反つて疑問視せられ、これが理解をなさしむる迄には甚だしい苦心を要するものである。

今日企業者の支拂つた勞銀が個々の勞働者の手に這入る迄にどんな徑路を履んで行くかを見るに、それは單獨勞働

者と集團勞働者、其集團の中には一人乃至二人の苦力頭に依つて統一されて居るものと、百餘名の大小苦力頭の下に分屬され一大集團となつて居るものとの間にはそれ〴〵多少の相違はあるも大別して左の三種に分つ事が出來る。

一、企業主の依頼に依り或作業の請負を爲すと云ふ樣な場合には請負賃銀は一括して企業主より請負人に渡し、請負人より更に苦力頭、二頭の手を經て始めて個々の苦力の手に勞銀が渡される、だから其間に各々多少の搾取が行はれ、前貸金の元利、食費代、作業道具の破損辨償金、强制貯金等を引かれて行き、最後に勞働者の實收入とされるものは微々たるものとなつて仕舞ふ。

二、供給勞働者に對しては賃銀は企業主より供給請負人に支拂はれ、更に苦力頭の手を經て苦力に渡される。

三、直轄苦力——撫順炭礦採炭苦力の如き——に對しては會社の會計係に於て總工賃に對する或一定率を苦力頭に對する別途支給金として控除し、更に物品購入代、食費、苦力頭の前貸金がある場合は其元利等を一定期間内の賃銀より控除した殘額を個々の苦力に直接支給する、卽ち個人計算個人拂である、だから苦力頭の收益は一定されて居り、他に搾取の行はるゝ間隙が全く與へられないのである。

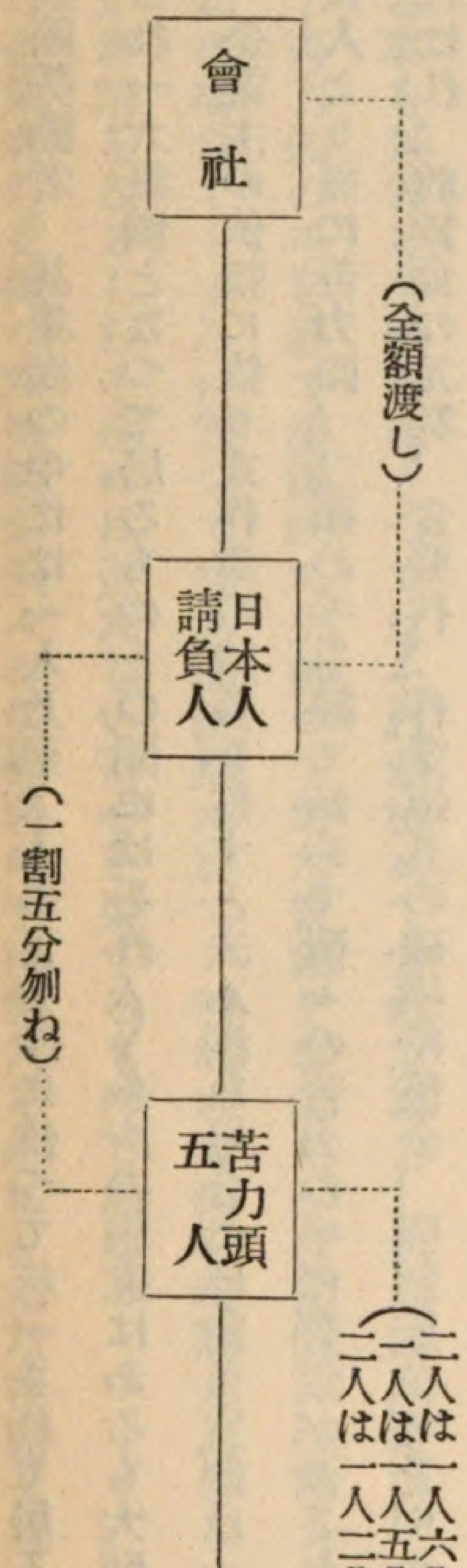
この苦力頭乃至は請負人の搾取を不當たらしめないためには尙この外に種々な方策が行はれて居る、關東廳土木課に於て人夫の供給請負人に對して現に行つて居る請負人の利純率を賃銀の外割とするが如き、大連民政署の水道課で實施して居る供給勞働者に對する賃銀支拂制度の如きそれである、水道課にありては豫め準備しある人夫出面票と小票とに依り勞銀の支拂をなして居る、この人夫出面票とは定日給に相當する賃銀引替劵であり、小票は殘業の場合步增として給付するものである。そしてこの票は其都度作業の現場で工事監督員が直接個々の勞働者に與へ後適宜請負人をして現金と引替へをなさしめ、請負人に對する給付は下拂勞銀とは全く切り離し別途の支拂をなすと云ふ合理的

な一制度である。

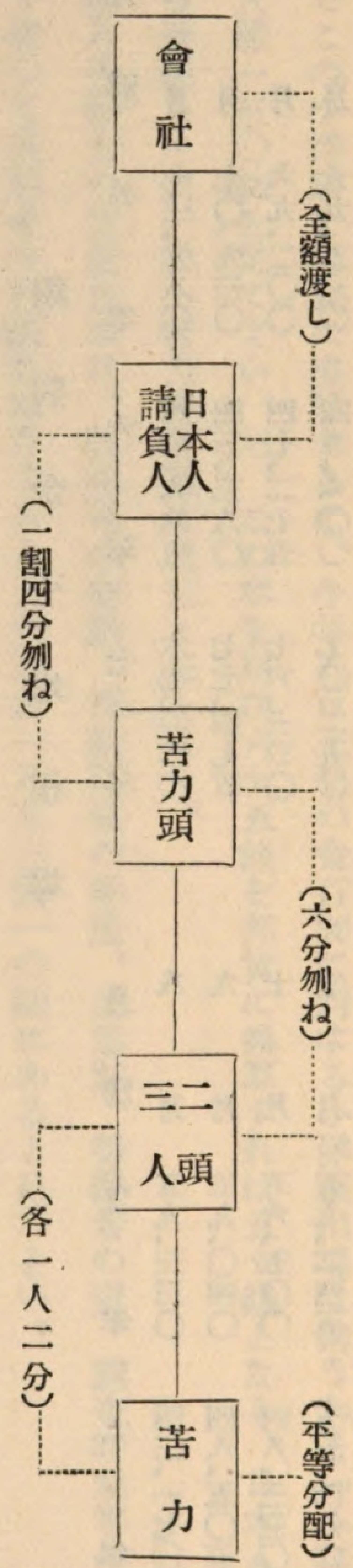
我國に於ける勞働者の頭刎ね制度發生の原因として秋山斧助氏は次の如く述べて居る。

彼等(日傭勞働者)は全然貯著を有しないと同時に全然信用を有しない、從つて總ての計算期間の單位が極めて短い、日用品の購入が現金である事は勿論、下宿料や家賃の支拂が多くは日拂である、金を借りるにしても烏金と云ふのがある、(中略)日傭勞働者の生活が右のやうな有樣であるから從つて其日の賃銀は其日に握らなければならないと云ふことになる、然るに官廳其他一般事業主の賃銀支拂習慣は一箇月拂若くは半月拂であつて到底彼等の要求を滿足せしめ得ない、從つて事業主と勞働者との間にあつて、賃銀を立替へ兩者の要求を滿足せしむる仲介者が必要となるのである、之が日傭勞働者の賃銀頭刎制度發生の根幹を爲すものである。(註)

つまり頭刎ねの中には前拂賃銀に對する金利が含まれて居る、滿洲人の勞働者を取り卷いて居る請負人若くは苦力頭の頭刎ねの根底を究むれば右と全く同一關係の存在することが認められる、今賃銀の分配關係を一、二圖解して見る。次に記すのは荷役作業に從事する收容苦力卽ち部屋人夫であるから、請負人が邦人であり、別に苦力頭を有するものと、請負人と苦力頭とを同一人が兼ねて居るものとの間には多少趣きを異にする。



右の苦力頭は自己も作業に從事するから結局、六分乃至二分が一般苦力に比較して餘分に分配を受けて居ることになる、この分け前を「空份子(クウフンツ)」と云ふ、次に記す二頭も亦同じ關係にある。



右は單に一例に過ぎない、元來苦力頭に依り統制されて居る勞働者、我國の名稱で云へば部屋人夫の組織は多種多樣であり、從つて先生(書記)の賃銀乃至は食費を請負人が負擔するもの、苦力頭が負擔するもの、或は食費だけは先生自ら支辨するもの等があり、又共同生活上の使用人卽ち大師夫(炊事夫)、小打(小使)等の賃銀を苦力頭が支出するものと、苦力が共同して支出するもの等がある、從つて分配額にも自然樣々な變化が伴つて來る。

（註） 昭和五年四月社會政策時報同氏論說。

第五節 賃銀比較

滿支人勞働者の賃銀については各公共的機關若くは個人研究者に依つて調査發表されたものが少くないが、然し何れも事業主が勞働者と供給請負人との間に交された處の協定賃銀乃至は作業の請負人に支拂つた總工賃を、出働苦力の延人員にて除したものだとか云ふもの、言葉を換へて云へば支拂賃銀が大部分であつて、眞實個々の勞働者の手に這

入つたものつまり受取賃銀が何程であるかゞ判然されて居ない。これはこの種の調査は極めて困難である事と發表の自由を缺く點があるからである。

で、次に記す賃銀は會社で發表した各種の調査資料其他の參考文獻中より賃銀比較に關する統計的數字を摘錄し配列する、つまり賃銀の總括的比較觀に過ぎないのである。

尙賃銀比較の場合豫め念頭に置かなければならないことは銀相場の變動狀態である、銀相場に關しては別に專門的に調査されたものが少くないから、玆では理論的な記述は省略するも、單に賃銀が邦貨にて假に五十錢であるとしても、これが大正八年頃金一圓が小洋銀の四十五、六錢にしか當らなかつた時と、現今の如く金一圓が小洋銀の一圓三十錢位に相當する時とではこれを彼等の生活通貨に引替へて考へて見た場合甚だしい差違が伴ふと云ふ一點である。

この意味に於て、各種勞働者の賃銀比較を試みる前に、昭和五年一月以降三箇年間の大連錢鈔取引所に於ける公定の銀(鈔票)對金(邦貨)の各月平均相場を表示する。

銀對金平均相場

月別	五年	六年	七年
一月	七三、九八〇	四六、六六五	六七、〇二〇
二月	七〇、九三〇	四三、三八〇	七七、四七五
三月	六九、二〇〇	四七、二七五	七六、三三〇
四月	六九、五三〇	四五、六〇〇	七〇、二五〇
五月	六四、三七〇	四三、〇〇〇	六九、七五〇
六月	五五、〇三五	四四、四八〇	七六、三〇〇
七月	五五、七一五	四五、八一五	八〇、〇〇〇
八月	五九、三三〇	四三、一七〇	一〇〇、二五〇
九月	五九、〇四〇	四八、五〇五	九八、五〇〇
十月	五六、五〇〇	四八、三三〇	九八、九五〇
十一月	五七、二四五	五三、四八〇	一〇六、一五〇
十二月	五二、七一〇	六〇、七一〇	九七、六〇〇
總平均	六二、二五五	五〇、二三五	八五、六五〇

(1) 總括的比較

昨今大連市中に於ける供給並人夫の支拂賃銀は大體に於て內地人一圓五十錢、滿洲人小洋銀六十五錢程度である、そこでこの小洋銀を邦貨に換算するに、今年五月上旬の金百圓に對する小洋銀相場は何うかといふに常に高低は存せしも大體一三〇圓と見てよい、で、この率を用ひ六十五錢を邦貨に換算すれば五十錢となり、日本人人夫賃を一〇〇とせる滿洲人々夫、卽ち苦力の指數は三三・三となる。

日滿人勞働者の賃銀比率は、銀相場の變動、需給關係の相違、業態別、勞働者の質、調査時期等の異るに依り變化があり從つて其間多少の例外は存するも大體四對一乃至三對一の間にあると見てよい。

次に記す表は稍古いものではあるが、大正十四年全滿に亙りの調査を爲せるものゝ總結果である。(註一)

日本人勞働者の賃銀一〇〇に對する滿洲人勞働者の賃銀比率

業態別	最高賃銀比率	最低賃銀比率	平均賃銀比率
染色工場	三〇・六%	一二・七%	一五・六%
機械及器具工場	四三・五	二七・六	三二・二
化學工業	二五・一	二二・五	二二・四
飲食物工場	三八・六	二三・八	二四・五
雜工場	四四・三%	三三・七%	三五・二%
特殊工場	三〇・九	二一・二	二三・八
平均	三五・七	二三・九	二五・七

右に依れば平均賃銀の總平均は二五・七となつて居る。尙この表中最高賃銀の比率が高率であつて、最低賃銀の比率の低位を示せる現象に對し、宮本氏は次の如き意見を加へられて居る。

「熟練勞働に從事するものにつきては、支那人勞働者の賃銀は、日本人職工の賃銀に近づかんとする傾向あると共にそれに近づき得る可能性ある事を示すものにして、賃銀額減少するに從ひ日支人間の賃銀の比率が加速度的に減

少するは、滿洲に於ては不熟練勞働に從事するものは大部分支那人にして、日本人はこの最低賃銀を得るものと雖も、純然たる不熟練勞働者にはあらず、從つて日本人賃銀の減少率は支那人職工の減少率に比し遙に少く且一般に支那人職工の賃銀が絕對に少き事に依る」と。

尙同氏の調査に成る滿洲に於ける業態別日滿人の平均賃銀比較を見るに、（單位金圓）

業態別	日本人賃銀	滿洲人賃銀
染色工場	円 二・六三	円 〇・四一
機械器具工場	二・九八	〇・九六
化學工場	二・四五	〇・五五
飮食物工場	二・二四	〇・五五
雜工場	円 二・六一	円 〇・九二
特殊工場	二・四三	〇・五八
平均	二・五六	〇・六六

(2) 日滿各種勞働者の平均賃銀比較

關東廳に於て調査せる滿洲主要都市に於ける日滿人各種職工人夫の總平均賃銀を年度別に記せば次の如く、（註二）滿洲人の賃銀は日本人賃銀の三分の一乃至四分の一に相當して居ることが判かる。

地方及年度別		日本人	滿洲人
大連	昭和三年	三・三二	一・二九
	同　四年	三・六〇	一・四三
	同　五年	三・三九	〇・九二
	同　六年	三・一九	〇・八六
奉天	昭和三年	三・四七	一・二二
	同　四年	三・〇三	一・〇八
	同　五年	三・二二	一・〇三
	同　六年	三・〇三	〇・九〇
安東	昭和三年	三・一〇	一・四一
	同　四年	三・一二	一・四七
	同　五年	三・一五	〇・八六
	同　六年	二・八七	〇・九〇
新京	昭和三年	三・八五	一・三〇
	同　四年	三・六三	一・一九
	同　五年	三・三九	〇・八七
	同　六年	二・九六	〇・七〇

(3) 大連A機械製作工場に於ける日滿人職工賃銀

昭和七年三月末現在に於ける大連市内某機械製作工場に於ける九種の職工につき各々總平均賃銀を日滿職工別に見るに、日本人一〇〇に對する滿洲人の比は三一となつて居り、前に記した所の機械器具工場に於ける平均賃銀の比率三二・二と大差ない結果が現はれて居る。

職工名	日本人賃銀	滿洲人賃銀(金)	日本人職工一〇〇に對する滿洲人の比	職工名	日本人賃銀	滿洲人賃銀(金)	日本人職工一〇〇に對する滿洲人の比
製罐工	三・〇〇	〇・九八	三三	鑄物工	二・六三	〇・九三	三五
仕上工	二・九五	〇・九一	三一	電氣工	二・〇二	〇・九四	三一
銅工	三・〇八	〇・九一	二九	木工	三・五〇	一・〇一	二九
旋盤工	二・九六	〇・八九	三〇	模型工	二・七九	〇・九四	三四
鍛冶工	三・一〇	〇・九〇	二九	平均	三・〇〇	〇・九二	三一

(4) 大連B機械製作工場に於ける日滿人職工賃銀

昭和七年七月現在に於ける大連市内B機械製作工場に於ける十種の日滿人職工の平均賃銀を夫々比較するに、日本人一〇〇に對する滿洲人の比は旋盤工が最も接近し三七となり、銅工の差が最も多く二二にして、總平均は三〇となつて居る。

職工名	日本人賃銀	滿洲人賃銀(金)	日本人職工一〇〇に對する滿洲人の比	職工名	日本人賃銀	滿洲人賃銀(金)	日本人職工一〇〇に對する滿洲人の比
仕上工	三・八四	一・〇七	二八	銅工	三・九三	〇・八八	二二
旋盤工	三・二八	一・二三	三七	模型工	三・七五	一・二五	三三
製罐工	三・五二	一・一〇	三一	鑄造工	四・〇三	一・二四	三一

鋲鋲工	三•五九	〇•八四	二三	鍛冶工	三•七〇	一•二二	三三
電氣工	二•九三	〇•八〇	二七	平均	三•五六	一•〇八	三〇
木工	三•〇八	一•一五	三七				

(5) 内地各都市竝大連日滿勞働者の賃銀比較

次に比較觀察の方面を換へ內地各都市或は朝鮮に於ける勞働者との賃銀比較をしやう。

職名	大阪	神戸	横濱	名古屋	大連邦人	大連滿人
大工	二•七〇	二•七〇	二•〇〇	一•八〇	三•一〇	一•三〇
石工	三•三〇	三•二五	二•二〇	二•三〇	三•一〇	一•三〇
指物工	二•〇〇	一•九〇	二•三〇	二•五〇	三•〇〇	一•三〇
疊工	二•五〇	二•二五	二•三〇	一•八〇	二•九五	一•三〇
日傭男人夫	一•六〇	一•五〇	一•五〇	一•一〇	二•四〇	〇•七〇
仲仕	二•二〇	二•〇五	三•一〇	二•〇〇	—	—
日傭女人夫	〇•八〇	一•一〇	〇•八〇	〇•六〇	—	—

本表中內地各都市の勞銀は昭和八年二月商工大臣官房統計課發行の賃銀統計月報に依るものにして、大連の勞銀は滿洲土木建築協會が昭和八年三月に調査をなせる竝勞銀なり。

(6) 朝鮮に於ける內鮮支人勞働者の賃銀

職名	內地人	朝鮮人	支那人	職名	內地人	朝鮮人	支那人
大工 家作	三•三四	一•八七	一•七七	大工 建具	三•二九	一•八一	一•七五
指物	三•二六	一•九一	一•七〇	船造	三•四四	一•九四	一•四一

左官	三・五八	二・〇五	一・八九	車製造職	三・一四	一・七六	一・三八
石工	三・六四	一・九六	二・〇九	染物職	二・四六	一・三二	一・四四
木挽	三・三五	一・八六	一・八一	洋服裁縫職	二・七四	一・五六	一・六五
家根葺	三・三一	一・六八	一・六四	靴職	二・六一	一・八四	一・五九
瓦葺	三・四七	二・一一	一・八〇	活版植字工	二・五〇	一・五〇	—
煉瓦積	三・七四	二・二七	一・九六	鳶人夫	二・八二	一・五一	一・三八
ペンキ塗職	三・三二	一・九〇	一・六三	平人夫	一・五五	〇・七七	〇・七二
疊刺	三・〇九	一・七一	〇・八〇	土方	一・九七	〇・九三	〇・八九
表具師	三・一五	一・七二	一・六三	漁夫	一・九三	一・〇四	一・〇四
桶工	三・二八	一・八八	一・三八	仲仕	二・五〇	一・三三	一・三一

右の統計は朝鮮總督府が昭和五年末に、鮮內主要地たる、京城、木浦、大邱、釜山、平壤、新義州、元山及淸津の各地につき調査した所の職名別平均賃銀の各地總平均である。

右に依り明かなる如く朝鮮にありては支鮮人の賃銀が殆んど同一になつて表はれて居るものが多い、卽ち例を平人夫にとつて見るに、朝鮮人七十七錢、支那人七十二錢となつて居る、吾々は玆に疑問を抱くのは朝鮮人勞働者の賃銀が內地人勞働者に接近せずして支那人に接近したのは如何なる理由に依存するかの點である。この點については速斷を許されざるも、安價なる賃銀に依り勞働力を賣つて居る支那人勞働者に牽制されたといふことが主因であると思はれる。

(7) 各國の勞銀比較

次に少しく古い材料ではあるが、一九二二年四月現在に依る各國勞働賃銀の比較表を揭げる。(註三)

職業	英國	獨逸	佛國	白耳義	合衆國	大連邦人	大連滿人
煉瓦	八八・〇志片	四四・二志片	五六・一志片	五二・〇志片	一八八・一志片	四〇・一志片	一五・九志片
大工	八八・〇	四四・二	七二・八	五〇・三	一六九・三	四〇・一	一五・九
機械組立	七九・〇	四五・一	四八・二	四九・七	一一五・一	四〇・〇	一二・二
植字	九五・〇	四〇・一	六三・〇	四二・〇	一五九・一	三〇・六	一二・二
不熟練	六一・〇	四三・三	三〇・八	三六・五	四五・二	二〇・八	六・一
平均	八二・三	三四・四	五四・一	四八・一	一三五・四	三四・三	一二・四

右の表に現れたる處に依れば日滿人間勞銀の總平均は大體に於て三對一の割合となつて居る。

（註一）滿洲工業勞働事情六二頁。

（註二）關東廳第二六統計書一八四頁。

（註三）滿鐵調查資料第一三卷第一號。

（完）

昭和八年八月五日印刷
昭和八年八月十日發行

定價金五拾錢

編輯兼發行人　滿鐵經濟調査會　貴島克己
大連市東公園町三十一番地

印刷人　吾妻力松
大連市東公園町三十一番地

印刷所　滿洲日報社印刷所

發行兼發賣所　社團法人　滿洲文化協會
大連市紀伊町九十一番地